

# **建設業における 労働災害対策について**

**和歌山労働基準監督署**

# **本日の内容**

- ・ **労働災害発生状況**
- ・ **建設現場における災害発生状況**
- ・ **法改正情報について**
- ・ **新たな化学物質管理について**

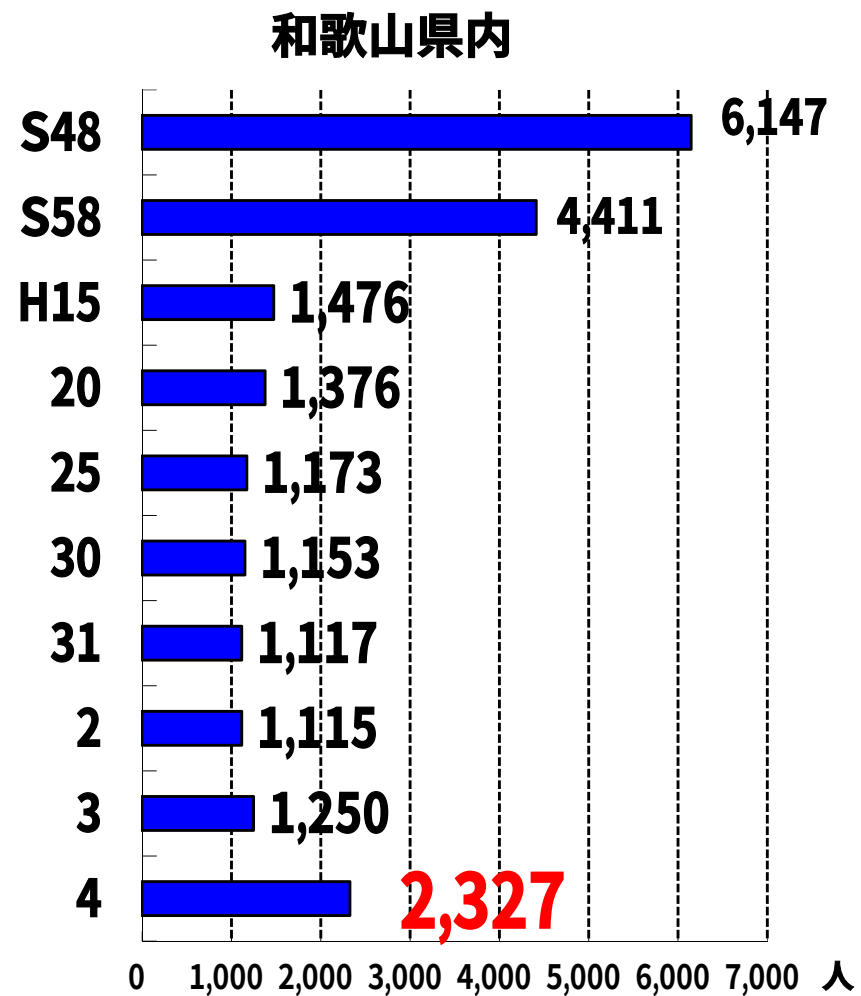
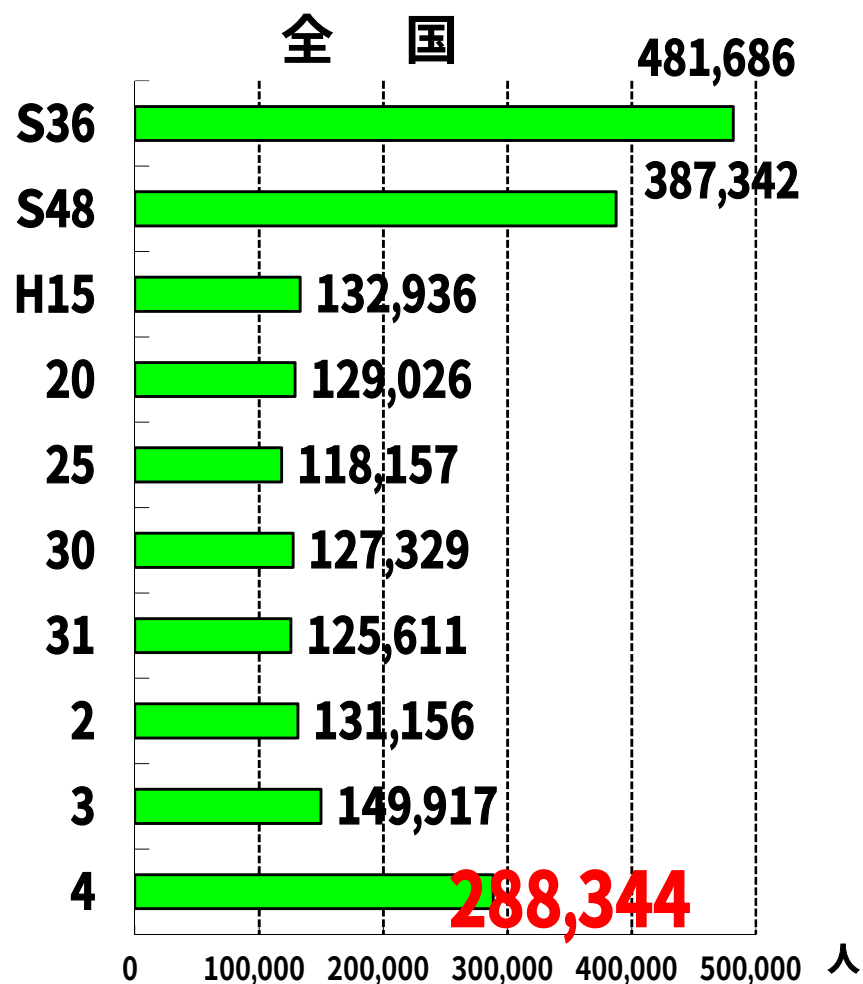
# **労働災害発生状況**

**全国の状況と**

**和歌山県内の状況について**

# 労働災害発生状況

(休業4日以上)





# 全国の業種別労働災害発生状況 (令和4年)

休業4日以上 **288,344件**の内訳

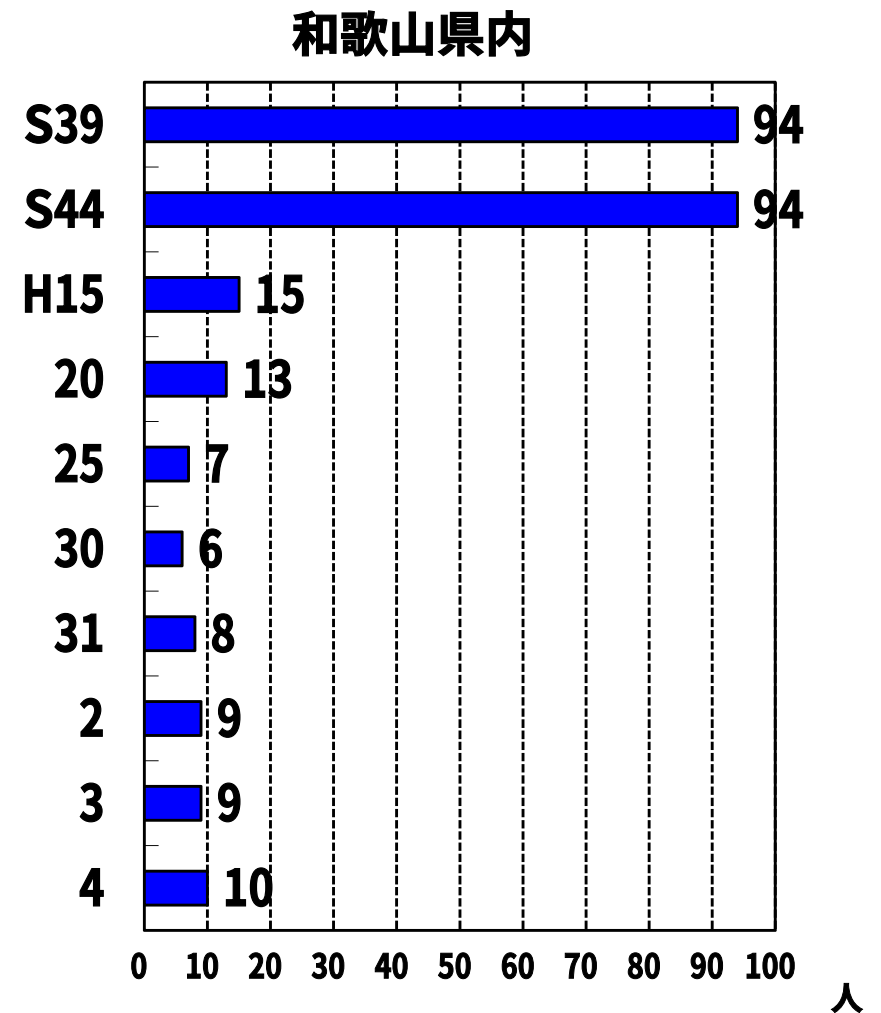
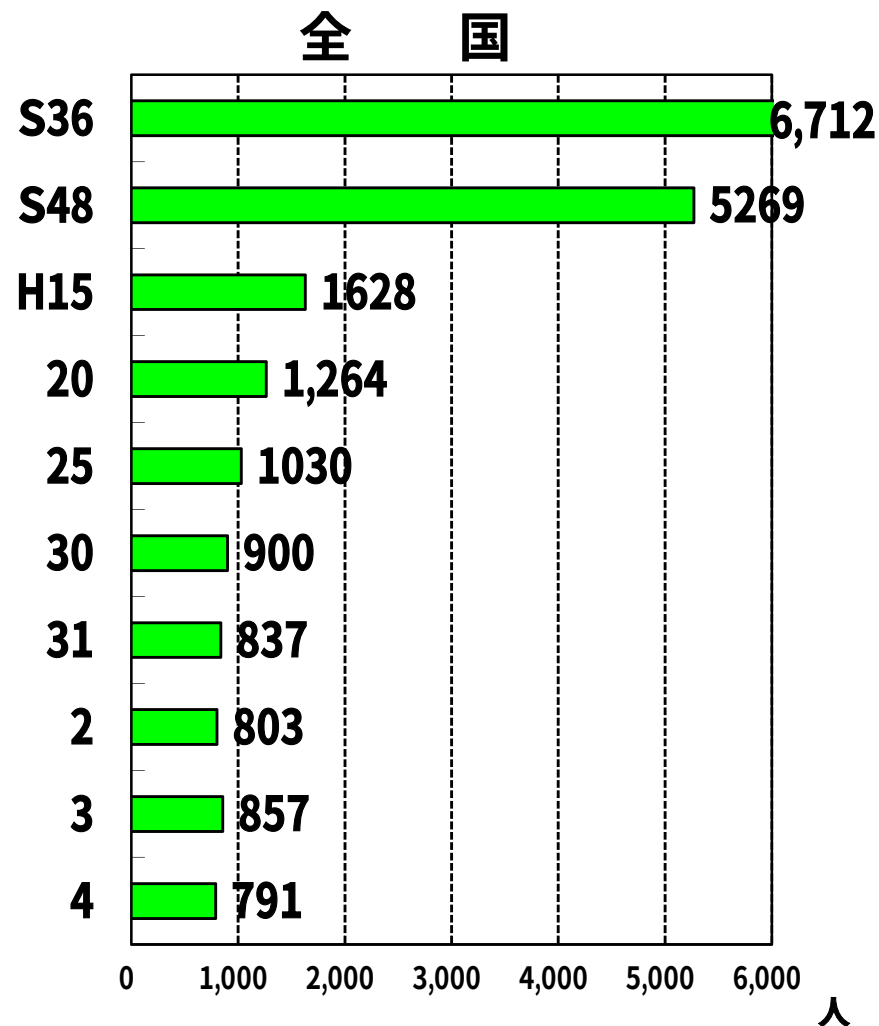
|            |                |             |
|------------|----------------|-------------|
| 保健衛生業      | 155,989件       | 54.0%       |
| 製造業        | 30,891件        | 10.7%       |
| 商 業        | 24,006件        | 8.3%        |
| 運輸交通業      | 19,261件        | 6.7%        |
| <b>建設業</b> | <b>17,305件</b> | <b>6.0%</b> |

# 県内の業種別労働災害発生状況 (令和4年)

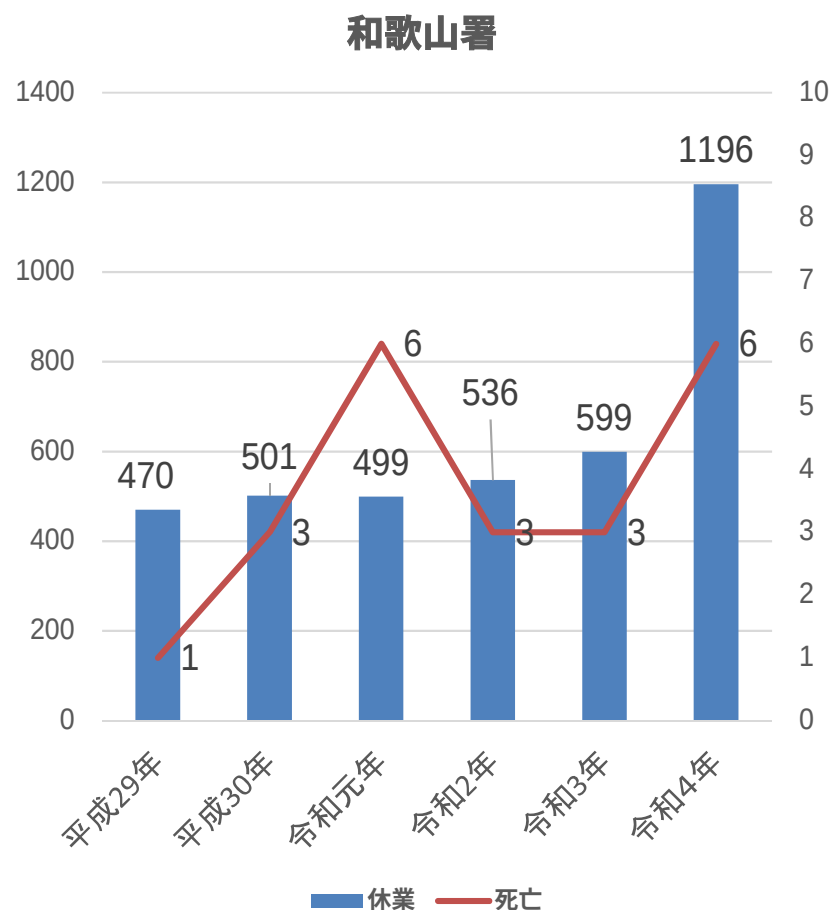
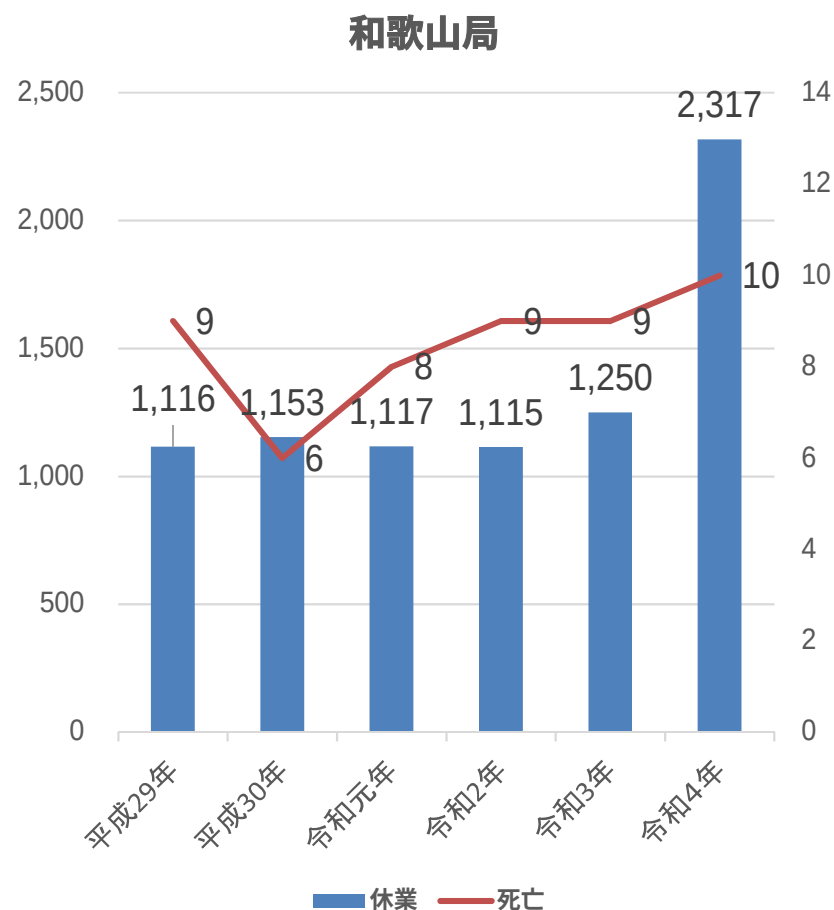
休業4日以上 **2,327件**の内訳

|            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| 保健衛生業      | 1,199件      | 51.5%       |
| 製造業        | 315件        | 13.5%       |
| 商 業        | 196件        | 8.4%        |
| <b>建設業</b> | <b>140件</b> | <b>6.0%</b> |
| 運輸交通業      | 120件        | 5.2%        |

# 労働災害発生状況 (死亡)



# 労働災害による被災者の推移 (全業種)



# 全国の業種別死亡災害発生状況 (令和4年)

## 死亡災害 791件の業種別内訳

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 建設業   | 280件 | 35.4% |
| 製造業   | 143件 | 18.1% |
| 運輸交通業 | 97件  | 12.3% |
| 商業    | 82件  | 10.4% |

# 県内の業種別死亡災害発生状況 (令和4年)

## 死亡災害 10件の業種別内訳

|            |           |
|------------|-----------|
| <b>建設業</b> | <b>3件</b> |
| 製造業        | 3件        |
| 運輸交通業      | 1件        |
| 農林業        | 1件        |
| 畜産・水産業     | 1件        |
| 警備業        | 1件        |

## 令和4年 死亡災害発生状況

和歌山労働局

| 死亡県別 | 署   | 発生日 | 事業の種類 | 事故の型        | 起因物       | 年齢層  | 職種      | 経験区分           | 災害発生状況                                                                                                                                                                            |
|------|-----|-----|-------|-------------|-----------|------|---------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 橋本  | 2月  | 建設業   | 墜落・転落       | 不整地運搬車    | 60歳台 | 運転者     | 30年以上<br>35年未満 | 道路工事現場において、最大積載量1トン以上の不整地運搬車に土砂を載せ、斜度25度から30度の仮設道を下っていたところ同車が横転し、そのまま運転者が同車とともに仮設道端から転落したものの。                                                                                     |
| 2    | 和歌山 | 4月  | 建設業   | はさまれ・巻き込まれ  | エレベーター    | 40歳台 | 電工      | 20年以上<br>25年未満 | 配膳用エレベーターの1階ビット内で調整作業中、被災者の指示により、4階にいた同僚作業員が4階への昇降ボタンを押したが、搬器が4階に上がってこないため、おかしいと思い1階の扉を開けビット内を確認したところ、カウンターウェイトと昇降路壁の間で挟まれている被災者を発見したものの。                                         |
| 3    | 橋本  | 6月  | 運輸交通業 | はさまれ・巻き込まれ  | フォークリフト   | 50歳台 | 運転者     | 20年以上<br>25年未満 | 配送先でトレーラートラックのエンジンがかからなくなったため、他社所属のフォークリフト運転者に当該トラックのヘッド車をフォークリフトでけん引してトレーラーから離すよう頼んだ。フォークリフトのアクセルを何度も踏み込むも、ヘッド車は前へ進まなかったところ、何らかの理由でフォークリフトが後退し、フォークリフトの後ろに居た被災者がヘッド車との間に挟まれたものの。 |
| 4    | 和歌山 | 6月  | 製造業   | 激突され        | クレーン      | 50歳台 | 作業員     | 1年以上<br>2年未満   | 工場内の部材置き場で、クレーンを用い圧延機用ロールに部材を取付作業中、ロールが架台（高さ約80cm）から落下し、隣で別のロールの整備作業を行っていた被災者に激突、当該ロールと整備をしていたロールとの間に挟まれたものの。                                                                     |
| 5    | 新宮  | 7月  | 水産業   | おぼれ         | 水         | 20歳台 | 作業員     | 1年以上<br>2年未満   | 海上で釣り客が落とした日よけの parasol を拾うため、被災者が素潜りで parasol を探しに行った。しばらくして被災者が浮上してこないことを不審に思った同僚が助けを呼び、その後駆け付けたダイバーが海底を確認したところ、水深16メートルの海底で横たわっている被災者を発見したものの。                                 |
| 6    | 和歌山 | 8月  | 警備業   | 交通事故（道路）    | バイク       | 70歳台 | 建設現場誘導員 | 15年以上<br>20年未満 | 工事に伴う交通誘導業務従事後、昼休憩に近くのコンビニエンスストアへ原動機付自転車で移動中、信号機のない交差点にて、自動車と出会い頭に衝突し、転倒したものの。                                                                                                    |
| 7    | 和歌山 | 8月  | 建設業   | 高温・低温の物との接触 | 高温・低温環境   | 30歳台 | 作業員     | 6か月未満          | 足場組立てのため、足場資材をトラックの荷台から組立て作業員に手渡し作業を行っていたが、15:00頃に気分が悪くなったとの申出があり、30分程度クーラーの効いた車内で休憩させた後、会社へ送りしばらく横になっていたが容体が悪化、16:00時頃に救急車で病院へ搬送され、治療を受けるも19:00頃に死亡が確認されたものの。                    |
| 8    | 御坊  | 10月 | 林業    | 激突され        | 集材機械      | 50歳台 | 作業員     | 20年以上<br>25年未満 | 皆伐作業現場内において、グラブ機のブーム下部に装備されているウインチを使用し、当該機械より上方の斜面に倒していた伐木を林道に引き出す作業中、伐木にワイヤーを掛けてウインチを巻き上げたところ、ワイヤーが伐木からはずれ、斜面を滑って落ちてきた伐木が、ドアを開けたままにしていた運転席に突入して被災者に激突したものの。                      |
| 9    | 和歌山 | 12月 | 製造業   | 墜落・転落       | 階段        | 60歳台 | 建具工     | 50年以上          | 被災者が製品（木製ドア、幅約90cm×高さ約180cm、重量約7kg）を持って階段を2階へ上がっていたところ、誤って階段から転落したものの。                                                                                                            |
| 10   | 和歌山 | 12月 | 製造業   | はさまれ・巻き込まれ  | その他の装置、設備 | 50歳台 | 作業員     | 35年以上<br>40年未満 | 木くず集塵装置内に木くずが溜まったことを示す警告が出たため、被災者が点検口を開放して木くずの清掃作業を行っていたところ、装置内の回転する2本のスクリーンに体の一部を巻き込まれ、集塵装置内に引きずり込まれたものの。                                                                        |

## 令和5年 死亡災害発生状況 (令和5年7月末日現在)

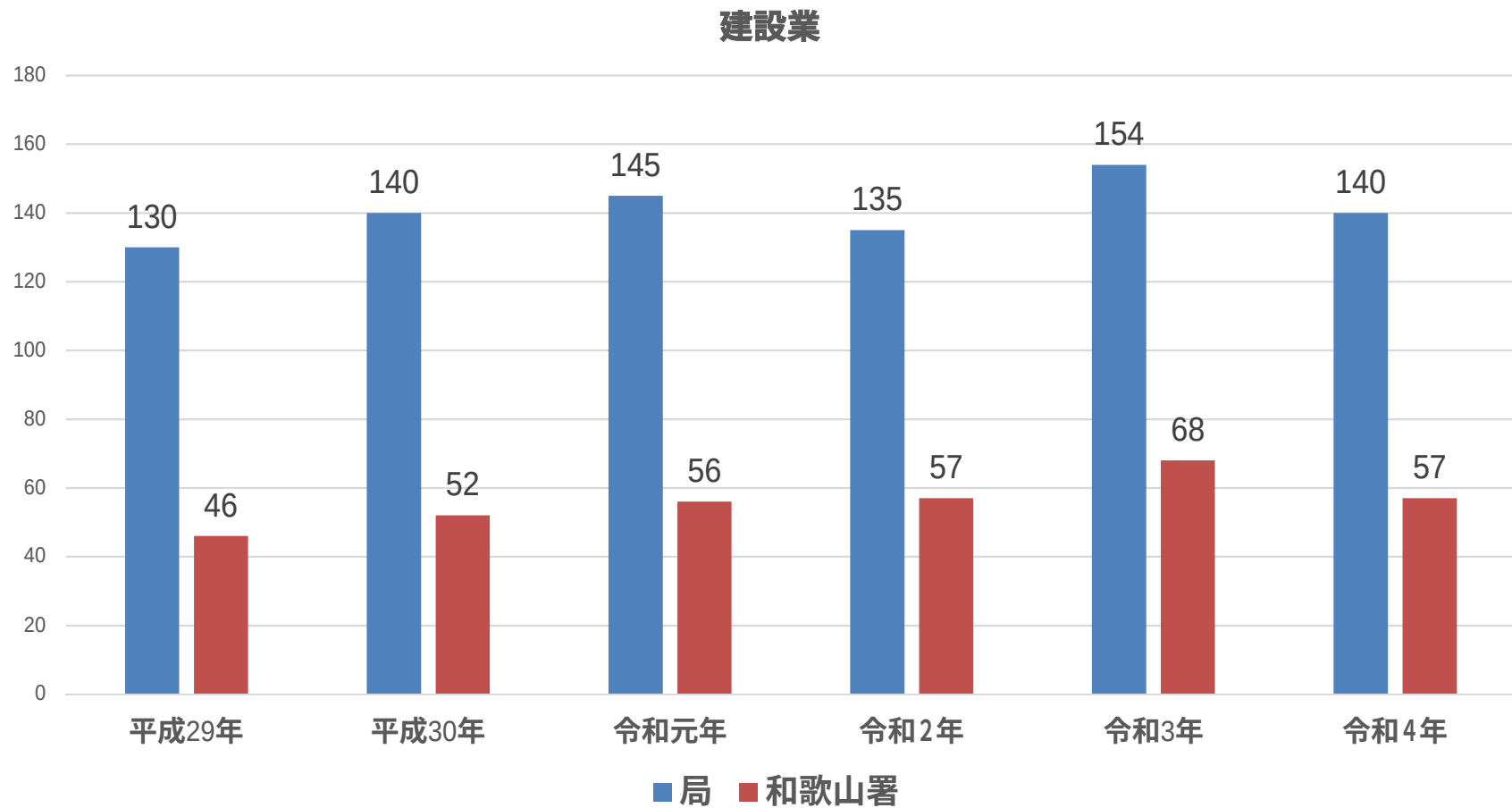
和歌山労働局

[illegible]



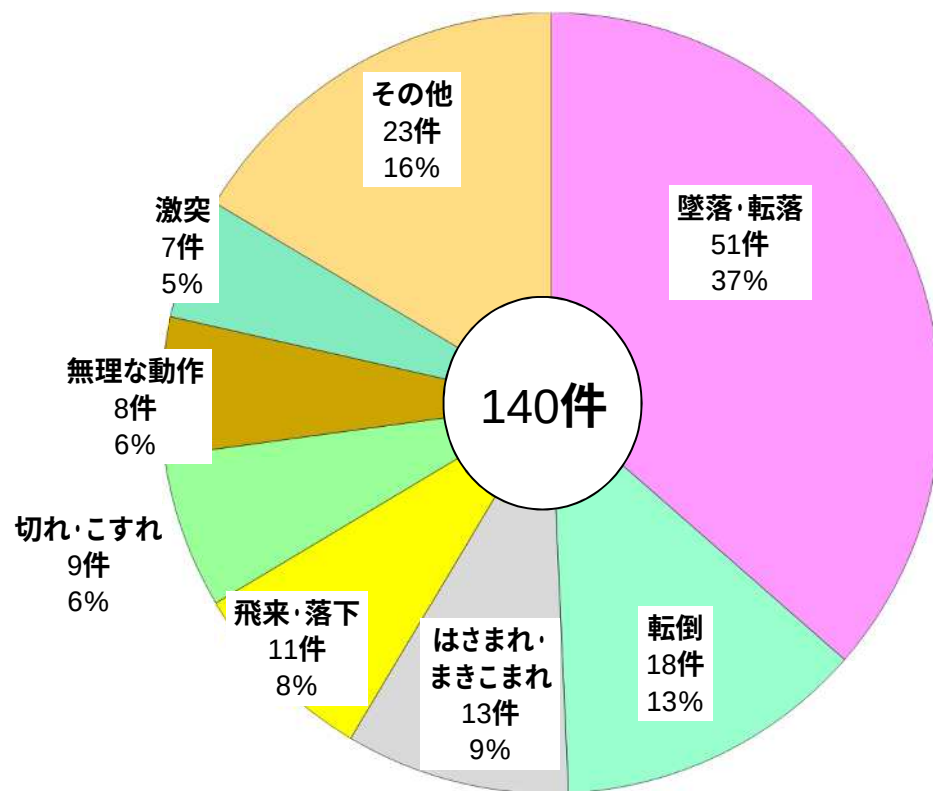
# **建設現場における 災害発生状況**

# 建設業労働災害による被災者の推移 (和歌山局、和歌山署)

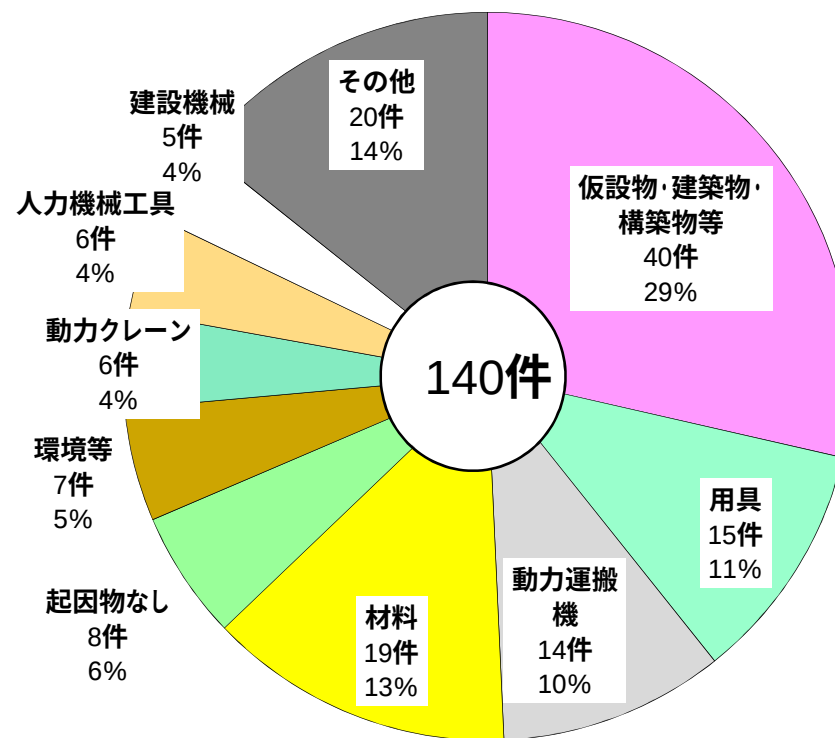


# 県内の建設業における労働災害

事故の型別労働災害発生状況

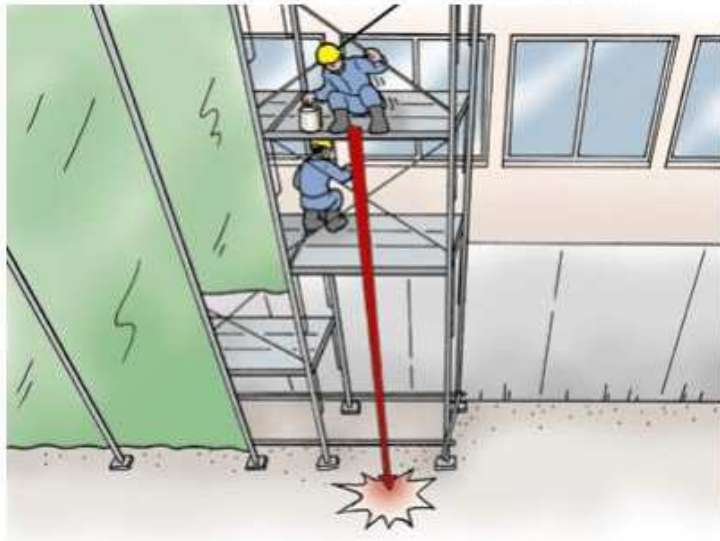


起因物別労働災害発生状況



## 災害事例 足場上での塗装作業中の墜落災害

(事例引用：厚生労働省HP「職場のあんぜんサイト」)



### 災害発生状況

作業当日、足場の4段目から塗装作業を行っていた被災者が、3段目の塗装作業を終え、2段目の作業を開始しようと3段目の筋交いの間から下を覗きこんだところ、筋交いの間から約7m下に墜落したものの。

### 災害発生原因

- 1 足場の筋交いに墜落防止措置が講じられていなかった。
- 2 作業指示が明確に行われていなかった。
- 3 安全教育が実施されていなかった。

### 再発防止対策

- 1 墜落防止措置が講じられた足場を使用すること
- 2 作業手順等について明確に指示を行うこと
- 3 安全管理の徹底を実施すること

# 足場の墜落防止及び落下防止

## わく組足場

メッシュシート

下さん (15~40 cm)

巾木 (15 cm以上)

足場の  
内側、外側両方  
に措置が必要

## わく組足場以外の足場

手すり  
(85 cm以上)

巾木  
(10 cm上)

中さん  
(35~50 cm)

手すり  
(85 cm以上)

メッシュシート

中さん  
(35~50 cm)

# 足場上で作業を行う段階・終了で特に留意すべきこと

## ☆手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

- ・手すり等を臨時に取り外す場合は、墜落制止用器具の使用等を徹底してください。
- ・作業終了後は放置することなく、必ず復旧をしてください。

作業と直接関係のない労働者が手すり等を臨時に取り外した箇所から墜落

作業箇所への関係労働者以外の立入禁止措置の実施を！

臨時に取り外した手すり等を元に戻さずに別の作業を行った労働者が墜落

臨時に取り外した手すり等の復旧及び責任者への報告を！

特に徹底が必要

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 墜落防止措置<br>取外し作業中 |              |
| 関係労働者以外          |              |
| <b>立入禁止</b>      |              |
| 作業主任者            |              |
| 作業期間             | 月 日～ 月 日 会社名 |

立入禁止表示の例

# 法改正情報について

- ・労働安全衛生規則の一部改正  
(昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大)
- ・金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設
- ・工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件  
(資格者等による調査の義務付け)
- ・騒音障害防止ガイドラインの改訂

## ●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## ●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶  
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と  
長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08)





# 新たな化学物質管理について

## 建設現場における 化学物質による災害事例

事例出典

「厚生労働省 職場のあんぜんサイト」

## 災害事例1 橋梁桁に塗布された塗料の塗り替え作業中、鉛中毒を発症



### 災害発生原因

- 1 発注者、事業者が塗布されている塗料中の鉛等の有害な化学物質の有無を把握しておらず、把握した後も施工事業者に伝えられていなかった。
- 2 剥離等作業を乾式方法で行い、保護具の選定も適切でなかった。
- 3 鉛作業主任者が選任されておらず、作業従事者に塗料に含まれる鉛等の有害性に関する教育が行われていなかった。

### 災害発生状況

橋梁桁に塗布された塗料の塗り替え工事において、近隣環境への配慮のためビニールシートで作業場を覆い、隔離措置された作業場で、ディスクグラインダー等を用いて含鉛塗料のかき落とし作業に従事した作業員1名が鉛中毒と診断された。

### 再発防止対策

- 1 発注者が有害な化学物質の有無について把握している情報を施工者に伝えること。また、施工者は発注者に問い合わせる等して、当該塗料の成分を把握すること。
- 2 塗料の成分に鉛等の有害物が確認された場合、当該塗膜の剥離作業を行う際には、湿式による作業の実施、作業主任者の選任を行うこと。

## 災害事例2 水系剥離剤を用いた橋梁塗装の剥離作業中の中毒



### 災害発生原因

- 1 暑さ、息苦しさのため、呼吸用保護具を不意にずらしてしまった可能性
- 2 防毒マスクの防護能力を超えた可能性
- 3 十分な換気のための措置がされていなかった。
- 4 単独作業のため意識を失ったときに発見が遅れた。

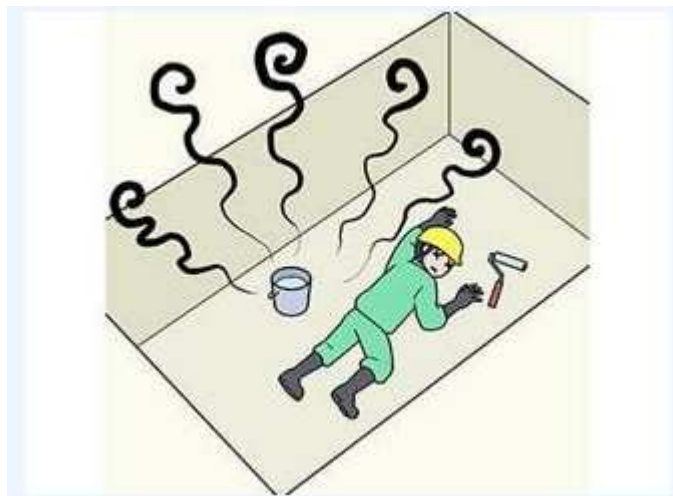
### 災害発生状況

夏季の気温の高い日に、橋梁の塗替塗装のため、防塵機能付き防毒マスクを着用して剥離剤（ベンジルアルコール30～40%）の吹付作業を単独で行っていた被災者が倒れていたところを発見された。

### 再発防止対策

- 1 保護具の性質上、作業中の水分補給ができないため、WBGT値が高い暑熱環境下での剥離剤の噴霧作業はなるべく避ける。
- 2 マスクの吸収缶が破過しないように、頻繁に交換をする。
- 3 送気マスクの使用、換気装置の使用などにより常に新鮮な空気を供給できる保護具・装置を使用する。
- 4 監視者を置き、単独作業をさせない。

### 災害事例3 防水塗装塗布作業中の急性トルエン中毒



#### 災害発生状況

防水塗装塗布作業のために、1階排水貯留槽ピット内において、1人で作業をしていた作業員が、有機溶剤の含有量が5%以下の防水塗料（無溶剤型エポキシ樹脂塗料）をトルエンで希釈して使用していたところ、ピット内で倒れているところを発見された。

#### 災害発生原因

- 1 無溶剤の防水塗料をトルエンで希釈しピット内に持ち込んだこと。
- 2 有機溶剤作業主任者が防毒マスク着用、全体換気装置の設置などの作業方法の決定を行わなかった。
- 3 送風機が設置されていたが、稼働されていなかった。

#### 再発防止対策

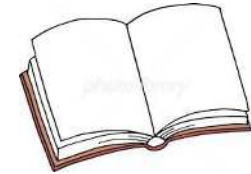
- 1 ピット内でトルエンによる希釈塗料を用いることは可能な限り避けること。
- 2 有機溶剤作業主任者が適正な指揮・管理等を行わせること。
- 3 作業現場の換気対策を十分に講じること。

**新たな化学物質管理について**

**化学物質のリスクアセスメントについて**

# 化学物質のリスクアセスメントに関する法令

## 労働安全衛生法



### 第57条の3（第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等）

- 1 事業者は厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。
- 2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(以下省略)

# 化学物質のリスクアセスメントの流れ

ステップ1 化学物質などによる危険性又は有害性の特定



ステップ2 リスクの見積り



ステップ3 リスク低減措置の内容の検討



ステップ4 リスク低減措置の実施



ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

## ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定します。

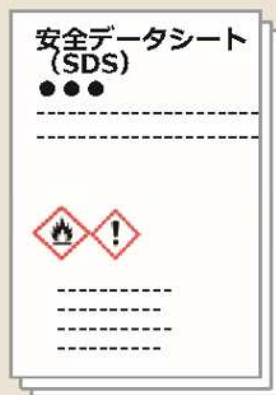
### ラベル



ラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

顧客先の  
**化学薬品** (液体、気体、粉体、ガス)、  
**可燃性ガス**、etc

### SDS (安全データシート)



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達

使用する化学物質の  
危険性又は有害性を  
特定する



## ＜GHS国連勧告に基づくSDSの記載項目＞

|          |                                |           |                                        |
|----------|--------------------------------|-----------|----------------------------------------|
| <b>1</b> | 化学品および会社情報                     | <b>9</b>  | 物理的および化学的性質<br>(引火点、蒸気圧など)             |
| <b>2</b> | 危険有害性の要約（GHS分類）                | <b>10</b> | 安定性および反応性                              |
| <b>3</b> | 組成および成分情報<br>(CAS番号、化学名、含有量など) | <b>11</b> | 有害性情報（LD <sub>50</sub> 値、IARC区分<br>など） |
| <b>4</b> | 応急措置                           | <b>12</b> | 環境影響情報                                 |
| <b>5</b> | 火災時の措置                         | <b>13</b> | 廃棄上の注意                                 |
| <b>6</b> | 漏出時の措置                         | <b>14</b> | 輸送上の注意                                 |
| <b>7</b> | 取扱いおよび保管上の注意                   | <b>15</b> | 適用法令（安衛法、化管法、消防法など）                    |
| <b>8</b> | ばく露防止および保護措置<br>(ばく露限界値、保護具など) | <b>16</b> | その他の情報                                 |

## 絵表示があったら、危険有害性の内容を確認

### GHS絵表示とその意味、主な対策

|                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>爆発物 など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高温、スパーク、火種を近づけない</li> <li>✓ 火災の場合は退避</li> </ul>    |  <p><b>高圧ガス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 日光から遮断し換気の良いところで保管</li> </ul>                                           |  <p><b>発がん性、その他の健康有害性がある物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マスク、手袋、保護衣着用</li> <li>✓ 換気すること</li> </ul>   |
|  <p><b>燃えやすい物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高温、スパーク、火種を近づけない</li> <li>✓ 換気の良いところで保管</li> </ul> |  <p><b>金属を腐食させる物<br/>皮膚や眼を著しく損傷</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他の容器に移し替えない</li> <li>✓ 保護衣、手袋、眼鏡着用</li> </ul>       |  <p><b>眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 気分が悪い時は医師に連絡</li> <li>✓ 保護具を着用</li> </ul> |
|  <p><b>より燃えやすくする物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 燃える物から遠ざける</li> <li>✓ 隔離して保管</li> </ul>       |  <p><b>体に入ると生命の危険</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 換気の良いところで使用</li> <li>✓ マスク、手袋、保護衣着用</li> <li>✓ 施錠して保管</li> </ul> |  <p><b>水生生物に非常に強い毒性 (環境有害性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境への放出を避ける</li> </ul>                    |

出典：厚生労働省、労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター リフレット「化学物質を安全に取り扱うために」(2022年5月)

# 化学物質等のリスクの見積り

1. 安全データシート等の情報から評価する方法
2. ばく露量を実測し、ばく露許容量と比較する方法
3. リスクアセスメント支援ツールを用いる方法
4. その他

## コントロールバンディング(※)

厚生労働省HPの「職場のあんぜんサイト」で利用可能な簡易ツール

※ ILO (国際労働機関) が中小企業向けに作成した作業者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツール。厚生労働省が国内向けに改良して提供している。Web画面に安全データシート (SDS) の情報と作業条件等を入力すると**リスク評価結果**がアウトプットされる。

### ステップ3 リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

◆労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。

◆次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。

ア. 危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減

※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。

イ. 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策

ウ. 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策

エ. 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用



## ステップ4

## リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。  
死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。  
リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

◆危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。

物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをもとに、しっかり確認します。

確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理して使用することが大切です。

◆温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。

◆化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。

◆衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける。

◆全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。

◆発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。

◆防毒マスクや防じんマスクを使用する。

使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要です。

## ステップ5

## リスクアセスメント結果の労働者への周知

### 〇〇業務のリスクアセスメント結果

- ① 化学物質の名称 〇〇
- ② 業務の内容 ……を～～する業務  
X作業、Y作業の工程
- ③ リスクアセスメントの結果
  - (1) 特定した有害性 発がん性(区分2)
  - (2) 見積もったリスク 実測値は…で、許容濃度  
〇〇を上回っているため、速やかに低減措置が必要
- ④ 実施するリスク低減措置の内容
  - ・局所排気装置の設置(〇年〇月予定)  
※気中濃度は△△ppm(許容濃度以下)と推計。
  - ・〇年〇月まで防毒マスク着用

|     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|
| 実施者 |  | 実施日 |  |
|-----|--|-----|--|

法に基づくリスクアセスメント義務の対象とならない化学物質などであっても、法第28条の2に基づき、リスクアセスメントを行う努力義務がありますので、上記に準じて取り組むように努めてください。



# 主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

| ●掲載先／■主体                                                                                                                                                           | 概要（掲載情報）                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>●職場のあんぜんサイト</b><br><a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm</a><br><b>■厚生労働省</b> | ✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）                                                                                      |
|                                                                                                                                                                    | ✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） <ul style="list-style-type: none"> <li>・液体等取扱作業（粉じん作業を除く）</li> <li>・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業</li> </ul>     |
|                                                                                                                                                                    | ✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック                                                                                            |
|                                                                                                                                                                    | ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                    | ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート                                                                                                        |
| （職場のあんぜんサイトからリンク）<br><b>●独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</b>                                                                                                           | ✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール<br>※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。                                             |
| （職場のあんぜんサイトからリンク）<br><b>●ECETOC-TRA サイト</b><br><b>■欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）</b>                                                                                   | ✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。<br>（（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用）） |
| （職場のあんぜんサイトからリンク）<br><b>●EMKG Software 2.2</b><br><b>■the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）</b>                                           | ✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版）                                                                                         |
|                                                                                                                                                                    | ✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）                                                                                             |

## 事業者のための化学物質管理無料相談窓口

### 1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

**TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145**

**E-mail: soudan@technohill.co.jp**

受付時間：平日10 00 ～ 17 00 （12 00 ～ 13 00 を除く）

令和4年4月1日から令和5年3月17日まで(土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。)

令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定

### 2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施  
支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

**TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145**

申込受付時間：令和4年4月1日～令和5年1月31日正午まで（訪問可能期間は2月28日まで）

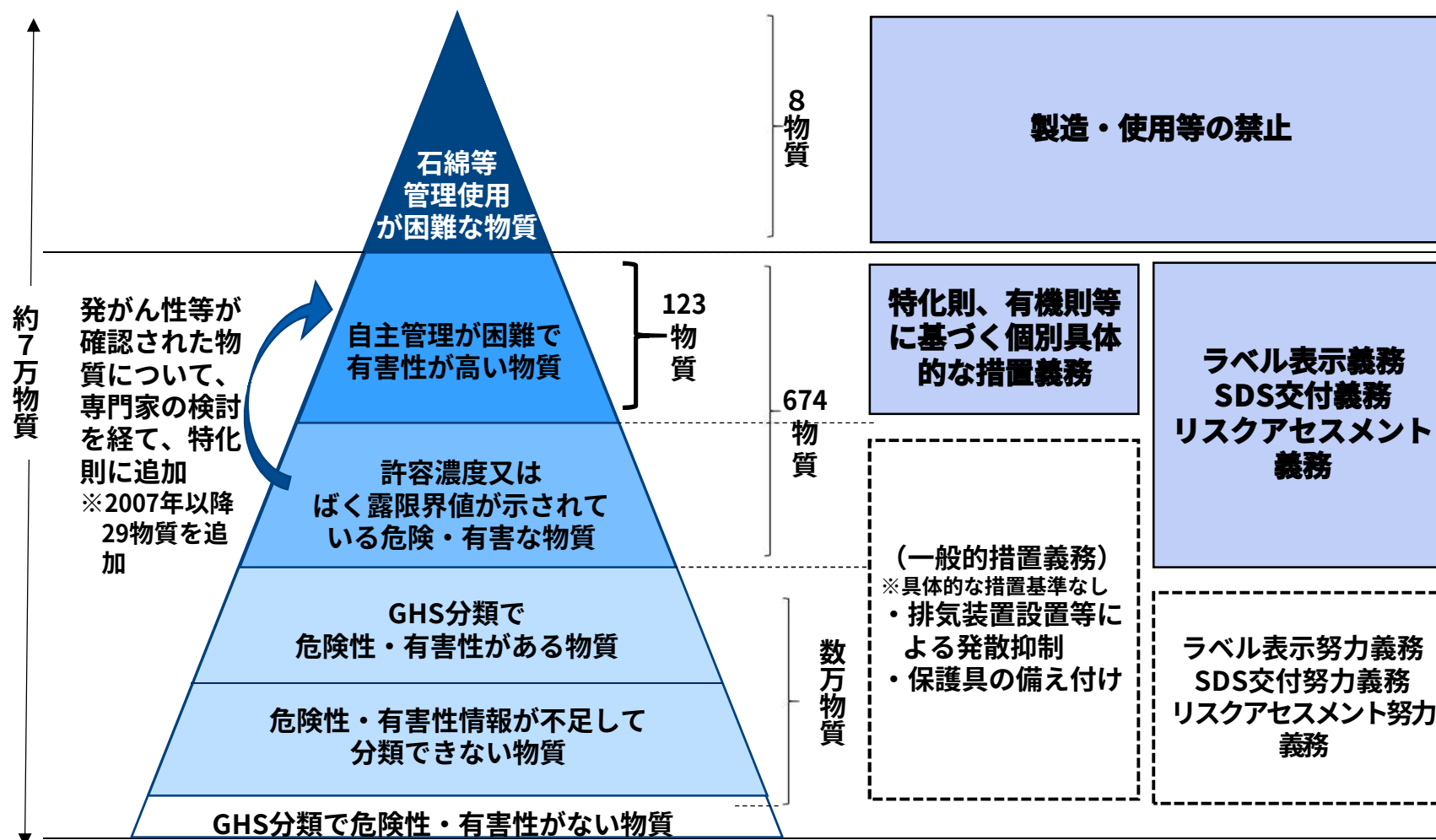
令和4年度委託先：テクノヒル株式会社 ※令和5年度以降の開設期間と問い合わせ先は未定



# **新たな化学物質管理について**

**職場における化学物質の課題**

# 労働安全衛生法令（安衛法令）における化学物質管理の体系



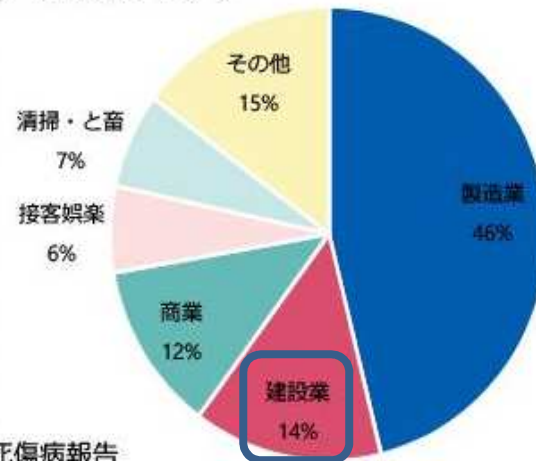
# 職場における化学物質管理の課題① 労働災害の発生状況

**個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割**

<化学物質による労働災害発生状況（令和3年）>

| 起因物         | 件数         |
|-------------|------------|
| 有害物         | 156        |
| 爆発性の物等      | 13         |
| 可燃性のガス      | 38         |
| 爆発性の物等      | 16         |
| その他の危険物、有害物 | 249        |
| 合計          | <b>472</b> |

出典：労働者死傷病報告



出典：労働者死傷病報告

|                        | 件数<br>(平成30年) | 障害内容別の件数(重複あり) |             |             |
|------------------------|---------------|----------------|-------------|-------------|
|                        |               | 中毒等            | 眼障害         | 皮膚障害        |
| 特別規則対象物質               | 77 (18.5%)    | 38 (42.2%)     | 18 (20.0%)  | 34 (37.8%)  |
| 特別規則以外のSDS<br>交付義務対象物質 | 114 (27.4%)   | 15 (11.5%)     | 40 (30.8%)  | 75 (57.7%)  |
| SDS交付義務対象外<br>物質       | 63 (15.1%)    | 5 (7.5%)       | 27 (40.3%)  | 35 (52.2%)  |
| 物質名が特定できていないもの         | 162 (38.9%)   | 10 (5.8%)      | 46 (26.7%)  | 116 (67.4%) |
| 合計                     | 416           | 68 (14.8%)     | 131 (28.5%) | 260 (56.6%) |

**化学物質の性状に関連の強い労働災害**（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

## 職場における化学物質管理の課題② 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

| 企業規模         | 特殊健康診断<br>(実施率) |            | 作業環境測定<br>(実施率) |            | リスク<br>アセス<br>メント<br>(実施率) |
|--------------|-----------------|------------|-----------------|------------|----------------------------|
|              | 有機溶剤            | 特定化学<br>物質 | 有機溶剤            | 特定化学<br>物質 |                            |
| 5,000人以上     | 62.5%           | 84.8%      | 97.7%           | 97.3%      | 59.6%                      |
| 1,000～4,999人 | 37.0%           | 68.4%      | 95.8%           | 96.9%      | 62.5%                      |
| 300～999人     | 49.6%           | 75.7%      | 95.6%           | 96.5%      | 53.6%                      |
| 100～299人     | 63.5%           | 67.8%      | 90.4%           | 94.6%      | 40.8%                      |
| 50～99人       | 65.5%           | 71.5%      | 84.3%           | 96.2%      | 52.4%                      |
| 30～49人       | 52.1%           | 41.3%      | 74.7%           | 70.1%      | 30.1%                      |
| 10～29人       | 52.2%           | 52.2%      | 63.3%           | 75.7%      | 29.4%                      |

| 企業規模         | 有害業務<br>に従事し<br>ている認<br>識がある<br>割合 | 有害業務<br>に関する<br>教育又は<br>説明を受<br>けた経験<br>がある割<br>合 | SDSが<br>どのよう<br>なものか<br>を知って<br>いる割合 | ラベルが<br>どのよう<br>なものか<br>を知って<br>いる割合 |
|--------------|------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 5,000人以上     | 73.4%                              | 66.2%                                             | 76.7%                                | 61.7%                                |
| 1,000～4,999人 | 72.1%                              | 59.7%                                             | 74.2%                                | 58.3%                                |
| 300～999人     | 74.4%                              | 48.4%                                             | 65.7%                                | 51.2%                                |
| 100～299人     | 71.3%                              | 55.9%                                             | 48.9%                                | 41.1%                                |
| 50～99人       | 56.4%                              | 50.1%                                             | 39.8%                                | 34.1%                                |
| 30～49人       | 59.7%                              | 40.5%                                             | 32.8%                                | 28.3%                                |
| 10～29人       | 52.5%                              | 37.7%                                             | 35.6%                                | 26.5%                                |

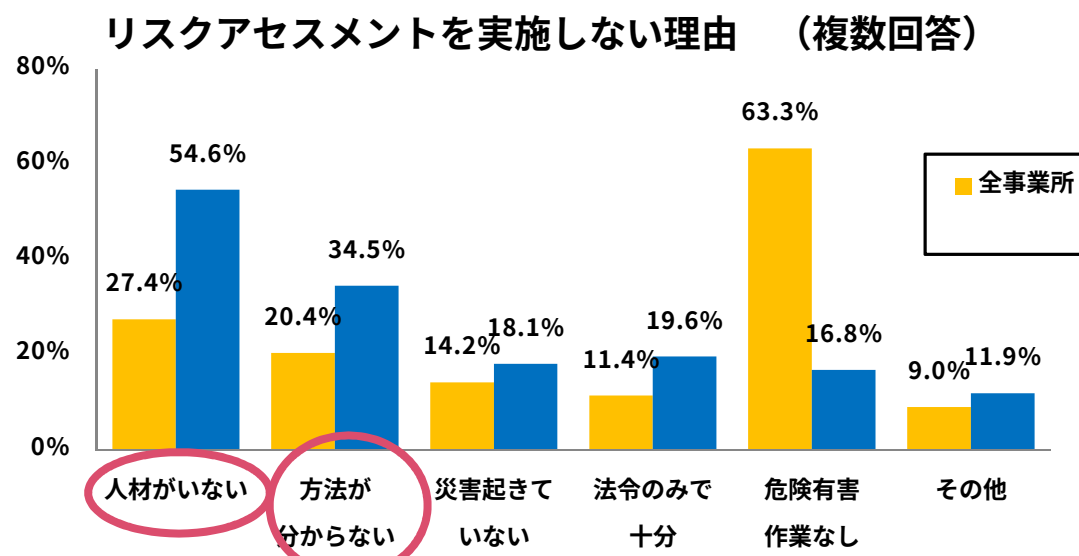
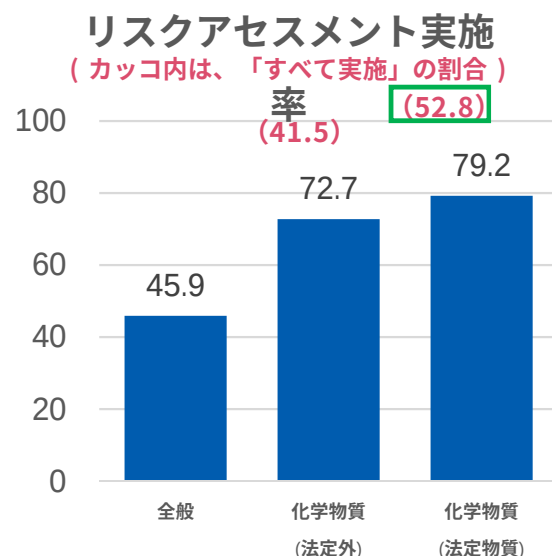
※出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）、平成26年労働環境調査

## 職場における化学物質管理の課題③ 有害作業に係る化学物質の管理状況

- 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。
- リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がいない」、「方法が分からない」などが多い。

| 有害作業の種類             | 作業環境測定の結果<br>第三管理区分の割合 |      |      |      |      |
|---------------------|------------------------|------|------|------|------|
|                     | H8年                    | H13年 | H18年 | H26年 | R元年  |
| 粉じん作業               | 5.7%                   | 5.6% | 7.4% | 7.7% | 6.6% |
| 有機溶剤業務              | 3.8%                   | 3.3% | 4.3% | 5.0% | 3.7% |
| 特定化学物質の<br>製造・取扱い業務 | 1.2%                   | 1.2% | 2.9% | 5.7% | 4.2% |

増加傾向



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計  
 ※※ 理由集計 「全事業所」：概況(全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)  
 「化学物質使用」：特別集計(化学物質使用事業所(全調査対象事業所の6.7%)の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

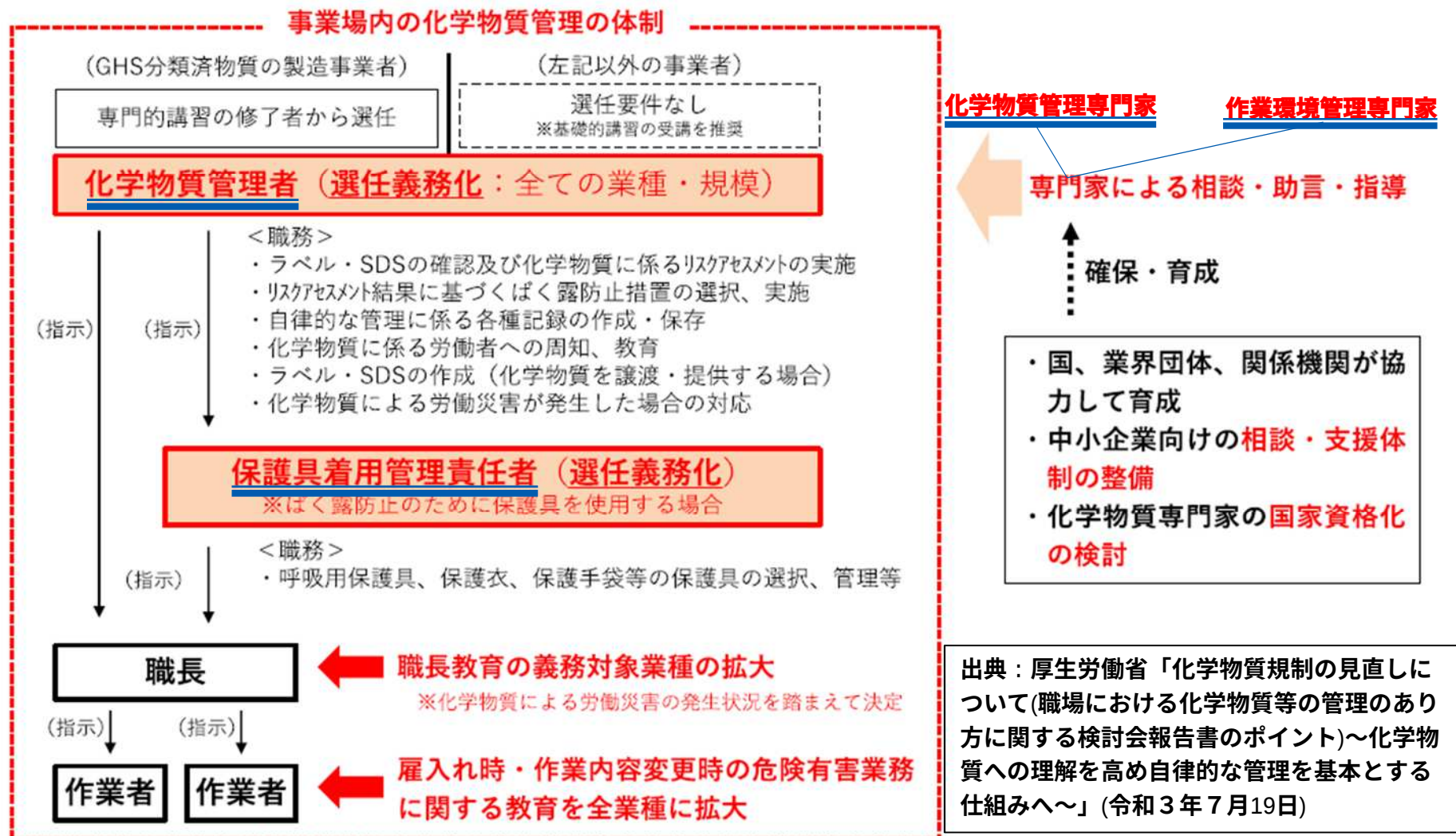
# **新たな化学物質管理について**

**化学物質の自律的な管理のため  
の実施体制の確立**



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

## 事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



## 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

安衛則

### 2-1 化学物質管理者の選任の義務化

#### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
- ※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物  
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

#### (2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者（※）専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場  
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

#### (3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4，5のみ



## 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

安衛則

### 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

#### (1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

#### (2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は保護具の管理に関する教育を受講した者

- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・安全衛生推進者に係る講習の修了者等

#### (3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他

保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

| 学科科目          | 範囲                                                             | 時間    |
|---------------|----------------------------------------------------------------|-------|
| 保護具着用管理       | ①保護具着用管理責任者の役割と職務<br>②保護具に関する教育の方法                             | 0.5時間 |
| 保護具に関する知識     | ①保護具の適正な選択に関すること。<br>②労働者の保護具の適正な使用に関すること。<br>③保護具の保守管理に関すること。 | 3時間   |
| 労働災害の防止に関する知識 | 保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法                                   | 1時間   |
| 関係法令          | 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項                                             | 0.5時間 |
| 実技科目          | 範囲                                                             | 時間    |
| 保護具の使用方法等     | ①保護具の適正な選択に関すること。<br>②労働者の保護具の適正な使用に関すること。<br>③保護具の保守管理に関すること。 | 1時間   |

保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

# 施行期日

|                    |                                              | 2023(R5).4.1         |                | 2024(R6).4.1   |  |
|--------------------|----------------------------------------------|----------------------|----------------|----------------|--|
| 化学物質管理体系の見直し       | 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加                   |                      |                | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | ばく露を最小限度にすること<br>(ばく露を濃度基準値以下にすること)          |                      | 2023(R5).4.1施行 | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存                        |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
|                    | 皮膚等障害化学物質への直接接​​触の防止<br>(健康障害を起こすおそれのある物質関係) |                      | 2023(R5).4.1施行 | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | 衛生委員会付議事項の追加                                 |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
|                    | 化学物質によるがんの把握強化                               |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
|                    | リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存                       |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
|                    | 化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示                      |                      |                | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等                  |                      |                | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | がん原性物質の作業記録の保存                               |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
| 実施体制の確立            | 化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化                       |                      |                | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | 雇入れ時等教育の拡充                                   |                      |                | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大                     |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
| 情報伝達の強化            | S D S 等による通知方法の柔軟化                           | 2022(R4).5.31(公布日)施行 |                |                |  |
|                    | 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新                          |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
|                    | 通知事項の追加及び含有量表示の適正化                           |                      |                | 2024(R6).4.1施行 |  |
|                    | 事業場内別容器保管時の措置の強化                             |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
|                    | 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大                 |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
| 管理水準良好事業場の特別規則適用除外 |                                              |                      | 2023(R5).4.1施行 |                |  |
| 特殊健康診断の実施頻度の緩和     |                                              |                      |                |                |  |
| 第三管理区分事業場の措置強化     |                                              |                      |                | 2024(R6).4.1施行 |  |

# 令和5年(1月1日～8月末日) 業種別・事故の型別 労働災害発生状況

| 和歌山労働局                |               |        |       |        |       |        |        |                |        |       |         |         |           |        |                      |            |                    |       |
|-----------------------|---------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|----------------|--------|-------|---------|---------|-----------|--------|----------------------|------------|--------------------|-------|
| 事故の型                  |               | 墜落・転落  | 転 倒   | 激 突    | 飛来・落下 | 崩壊・倒壊  | 激突され   | はさまれ・巻<br>き込まれ | 切れ・こすれ | 交通事故  | 無理な動作   | その他計    | 合 計       | 前年同期   | 対前年<br>増減数<br>(死傷者数) | 対前年<br>増減比 | 構成比<br>(本年の<br>死傷者 |       |
| 製<br>造<br>業           | 食 料 品 製 造 業   | 4      | 16    | 4      | 1     |        | 1      | 7              | 2      |       | 7       | 4       | 46        | 45     | 1                    | 2.2%       | 5.3%               |       |
|                       | 織 維 工 業       |        | 1     |        |       |        |        | 2              | 1      |       | 1       |         | 5         | 3      | 2                    | 66.7%      | 0.6%               |       |
|                       | 衣服その他の繊維製品製造業 | 2      | 1     |        |       |        |        |                |        |       |         | 1       | 4         | 5      | △1                   | △20.0%     | 0.5%               |       |
|                       | 木材・木製品製造業     | 2      | 1     | 1      |       |        |        | 2              | 5      |       | 1       |         | 12        | 8      | 4                    | 50.0%      | 1.4%               |       |
|                       | 家具・装備品製造業     | 1      |       |        |       |        |        | 4              | 3      | (1)   | 1       |         | (1) 9     | 8      | 1                    | 12.5%      | 1.0%               |       |
|                       | パルプ・紙・紙加工品製造業 |        |       |        |       |        |        |                |        |       |         |         |           | 1      | △1                   | △100.0%    |                    |       |
|                       | 印刷・製本業        |        |       |        |       |        |        |                |        |       |         |         |           |        |                      |            |                    |       |
|                       | 化学工業          | 1      | 3     |        | 1     |        | 1      | 4              |        |       |         | 4       | 14        | 15     | △1                   | △6.7%      | 1.6%               |       |
|                       | 窯業土石製品製造業     | 1      |       |        |       |        |        | 1              |        |       |         |         | 2         | 5      | △3                   | △60.0%     | 0.2%               |       |
|                       | 鉄鋼業           |        |       | 1      |       |        |        |                |        | 1     |         |         | 2         | (1) 2  |                      | 0.0%       | 0.2%               |       |
|                       | 非鉄金属製造業       |        |       | 1      |       |        |        |                |        |       |         |         | 1         |        | 1                    |            | 0.1%               |       |
|                       | 金属製品製造業       | 5      | 5     | 4      | 1     | 1      |        | 3              |        |       | 2       | 2       | 23        | 20     | 3                    | 15.0%      | 2.6%               |       |
|                       | 一般機械器具製造業     | 3      | 3     | 1      |       |        |        | 1              |        |       |         | 2       | 10        | 11     | △1                   | △9.1%      | 1.1%               |       |
|                       | 電気機械器具製造業     |        | 1     |        |       |        |        | 1              |        |       |         |         | 2         |        | 2                    |            | 0.2%               |       |
|                       | 輸送機械等製造業      |        |       |        |       |        |        |                |        | 1     |         | 1       | 2         | 10     | △8                   | △80.0%     | 0.2%               |       |
|                       | 電気・ガス・水道業     |        |       | 1      |       |        |        |                |        |       |         | 1       | 2         | 25     | △23                  | △92.0%     | 0.2%               |       |
|                       | その他の製造業       | 1      | 2     |        |       |        | 1      | 3              |        |       |         | 2       | 9         | 18     | △9                   | △50.0%     | 1.0%               |       |
| 小計                    | 20            | 33     | 13    | 3      | 1     | 3      | 28     | 13             | (1)    | 1     | 13      | (1) 143 | (1) 176   | △33    | △18.8%               | 16.4%      |                    |       |
| 鉱業                    |               |        |       |        |       |        | 1      |                |        |       |         | 1       | 1         |        | 0.0%                 | 0.1%       |                    |       |
| 建<br>設<br>業           | 土 木 工 事 業     | (1) 5  | 3     | 1      | 2     | 2      | 3      | 4              | 1      |       | 1       | 1       | (1) 23    | (2) 28 | △5                   | △17.9%     | 2.6%               |       |
|                       | 建築工事業         | 14     | 3     | 3      | 6     | 1      | 1      | 3              | 1      |       | 1       | 1       | 34        | 44     | △10                  | △22.7%     | 3.9%               |       |
|                       | うち木造家屋建築工事業   | 4      |       |        | 1     |        |        |                |        |       |         |         | 5         | 9      | △4                   | △44.4%     | 0.6%               |       |
|                       | その他の建設業       | 2      |       |        | 1     |        |        | 1              |        |       | 1       |         | 5         | (1) 15 | △10                  | △66.7%     | 0.6%               |       |
|                       | 小計            | (1) 21 | 6     | 4      | 9     | 3      | 4      | 8              | 2      |       | 3       | 2       | (1) 62    | (3) 87 | △25                  | △28.7%     | 7.1%               |       |
| 運<br>輸<br>交<br>通<br>業 | 鉄道・水運・航空業     | 1      |       | 1      |       |        |        |                |        |       |         | 2       | 2         |        |                      | 0.0%       | 0.2%               |       |
|                       | 道路旅客運送業       |        | 2     | 1      |       |        | 1      |                |        | 2     | 1       | 7       | 3         | 4      | 133.3%               | 0.8%       |                    |       |
|                       | 道路貨物運送業       | 19     | 4     | 8      | 2     | 1      | 2      | 5              |        | 4     | 15      | 2       | 62        | (1) 63 | △1                   | △1.6%      | 7.1%               |       |
|                       | その他の運輸交通業     |        |       |        |       |        |        |                |        |       |         |         |           |        |                      |            |                    |       |
| 小計                    | 20            | 6      | 10    | 2      | 1     | 3      | 5      |                |        | 6     | 16      | 2       | 71        | (1) 68 | 3                    | 4.4%       | 8.2%               |       |
| 陸上貨物取扱・港湾運送業          |               | 1      |       |        |       |        |        |                |        |       |         | 1       | 2         | 3      | △1                   | △33.3%     | 0.2%               |       |
| 農<br>林<br>業           | 農 業           | 18     | 9     | 3      | 2     |        | 1      | 2              | 6      |       | 5       |         | 46        | 21     | 25                   | 119.0%     | 5.3%               |       |
|                       | 林 業           | 1      | 1     | 2      | 7     |        | 6      |                | 1      |       | 3       | 1       | 22        | 21     | 1                    | 4.8%       | 2.5%               |       |
|                       | 小計            | 19     | 10    | 5      | 9     |        | 7      | 2              | 7      |       | 8       | 1       | 68        | 42     | 26                   | 61.9%      | 7.8%               |       |
| 畜産・水産業                | 1             | 2      | 1     |        |       |        |        |                |        |       | 1       | (1) 1   | (1) 6     | (1) 11 | △5                   | △45.5%     | 0.7%               |       |
| 商<br>業                | 卸 売 ・ 小 売 業   | 8      | 35    | 5      | 3     | 1      |        | (1) 6          | 6      | 13    | 3       | 6       | (1) 86    | 105    | △19                  | △18.1%     | 9.9%               |       |
|                       | 理 容 業         |        |       |        |       |        |        |                |        |       |         |         | 1         | 1      | △1                   | △100.0%    |                    |       |
|                       | その他の商業        |        | 8     | 1      |       |        |        | 1              |        |       | 5       |         | 15        | 4      | 11                   | 275.0%     | 1.7%               |       |
| 小計                    | 8             | 43     | 6     | 3      | 1     |        | (1) 7  | 6              | 13     | 8     | 6       | (1) 101 | 110       | △9     | △8.2%                | 11.6%      |                    |       |
| 金融・広告業                | 1             |        |       |        |       |        |        |                |        | 1     |         |         | 2         | 6      | △4                   | △66.7%     | 0.2%               |       |
| 映画・演劇業                |               | 1      |       |        |       |        |        |                |        |       |         |         | 1         | 1      |                      | 0.0%       | 0.1%               |       |
| 通信業                   | 2             | 5      |       |        |       |        |        | 1              |        | 6     |         |         | 14        | 5      | 9                    | 180.0%     | 1.6%               |       |
| 教育・研究業                | 1             | 5      | 1     |        |       |        | 1      |                |        |       | 2       | 2       | 12        | 15     | △3                   | △20.0%     | 1.4%               |       |
| 保<br>健<br>衛<br>生<br>業 | 医 療 保 健 業     | 1      | 8     | 4      |       |        | 1      |                |        | 1     | 4       | 61      | 80        | 144    | △64                  | △44.4%     | 9.2%               |       |
|                       | 社 会 福 祉 施 設 業 | 3      | 36    | 4      |       |        |        | 1              |        |       | 1       | 28      | 149       | 222    | 250                  | △28        | △11.2%             | 25.5% |
|                       | その他の保健衛生業     |        | 2     |        |       |        |        |                |        |       |         |         | 2         |        | 2                    |            | 0.2%               |       |
| 小計                    | 4             | 46     | 8     |        |       | 1      | 1      |                |        | 2     | 32      | 210     | 304       | 394    | △90                  | △22.8%     | 34.9%              |       |
| 接<br>客<br>娯<br>楽<br>業 | 旅 館 業         |        | 7     | 1      |       |        |        |                | 1      |       | 2       |         | 11        | 14     | △3                   | △21.4%     | 1.3%               |       |
|                       | 飲 食 業         | 1      | 7     |        |       |        |        |                | 5      |       | 2       | 3       | 18        | 20     | △2                   | △10.0%     | 2.1%               |       |
|                       | その他の接客娯楽業     | 1      | 2     | 3      | 1     |        |        |                |        |       | 3       | 3       | 13        | 22     | △9                   | △40.9%     | 1.5%               |       |
| 小計                    | 2             | 16     | 4     | 1      |       |        |        |                | 6      |       | 7       | 6       | 42        | 56     | △14                  | △25.0%     | 4.8%               |       |
| 清掃・と畜業                | 2             | 5      |       | 1      |       |        |        | 4              |        | 1     | 6       |         | 19        | 19     |                      | 0.0%       | 2.2%               |       |
| その他の事業                | 4             | 8      | 2     | 2      |       |        |        | 1              |        | 2     | 1       | 3       | 23        | 19     | 4                    | 21.1%      | 2.6%               |       |
| 合 計                   | (1) 105       | 187    | 54    | 30     | 6     | 19     | (1) 58 | 34             | (1) 32 | 97    | (1) 249 | (4) 871 | (6) 1,013 | △142   | △14.0%               | 100.0%     |                    |       |
| 前 年 同 期               | (1) 107       | 163    | 46    | 40     | 5     | (1) 28 | (2) 71 | 40             |        | 25    | 87      | (2) 401 | (6) 1,013 |        |                      |            |                    |       |
| 対前年増減数(死傷者数)          | △2            | 24     | 8     | △10    | 1     | △9     | △13    | △6             |        | 7     | 10      | △152    | △142      |        |                      |            |                    |       |
| 対前年同期増減比              | △1.9%         | 14.7%  | 17.4% | △25.0% | 20.0% | △32.1% | △18.3% | △15.0%         |        | 28.0% | 11.5%   | △37.9%  | △14.0%    |        |                      |            |                    |       |
| 構成比(本年の死傷者数)          | 12.1%         | 21.5%  | 6.2%  | 3.4%   | 0.7%  | 2.2%   | 6.7%   | 3.9%           |        | 3.7%  | 11.1%   | 28.6%   | 100.0%    |        |                      |            |                    |       |

注: 1 ( )内は死亡者数で、死傷者数の内数  
2 単位は人  
3 統計は労働者死傷病報告の集計による

注: 1 ( )内は死亡者数で、死傷者数の内数  
2 単位は人  
3 統計は労働者死傷病報告の集計による

(令和5年8月末速報)

※死亡は、内数

# 令和5年(1月1日～8月末日) 業種別・事故の型別 労働災害発生状況

和歌山労働基準監督署

| 業 種   |               | 事故の型 | 墜落・転落 | 転 倒   | 激 突   | 飛来・落下  | 崩壊・倒壊 | 激突され   | はさまれ・巻き込まれ | 切れ・こすれ | 交通事故   | 無理な動作 | その他計    | 合 計     | 前年同期    | 対前年増減数<br>(死傷者数) | 対前年増減比  | 構成比<br>(本年の死傷者) |
|-------|---------------|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|------------|--------|--------|-------|---------|---------|---------|------------------|---------|-----------------|
| 製 造 業 | 食 料 品 製 造 業   |      | 1     | 9     | 1     | 1      |       |        | 1          | 1      |        | 3     | 3       | 20      | 14      | 6                | 42.9%   | 4.8%            |
|       | 織 維 工 業       |      |       | 1     |       |        |       |        | 2          | 1      |        |       |         | 4       | 1       | 3                | 300.0%  | 1.0%            |
|       | 衣服その他の繊維製品製造業 |      |       | 1     |       |        |       |        |            |        |        |       | 1       | 2       | 4       | △2               | △50.0%  | 0.5%            |
|       | 木材・木製品製造業     |      |       |       |       |        |       |        |            | 4      |        | 1     |         | 5       | 4       | 1                | 25.0%   | 1.2%            |
|       | 家具・装備品製造業     |      | 1     |       |       |        |       |        | 3          | 3      | (1)    | 1     |         | (1) 8   | 6       | 2                | 33.3%   | 1.9%            |
|       | パルプ・紙・紙加工品製造業 |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         | 1       | △1               | △100.0% |                 |
|       | 印刷・製本業        |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | 化学工業          |      | 1     | 3     |       | 1      |       |        | 2          |        |        |       | 3       | 10      | 8       | 2                | 25.0%   | 2.4%            |
|       | 窯業土石製品製造業     |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         | 2       | △2               | △100.0% |                 |
|       | 鉄 鋼 製 造 業     |      |       |       | 1     |        |       |        |            |        |        |       |         | 1       | (1) 2   | △1               | △50.0%  | 0.2%            |
|       | 非鉄金属製品製造業     |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | 金属製品製造業       |      | 4     | 2     | 1     | 1      | 1     |        |            |        |        | 1     | 1       | 11      | 9       | 2                | 22.2%   | 2.6%            |
|       | 一般機械器具製造業     |      | 3     | 2     |       |        |       |        | 1          |        |        |       | 1       | 7       | 10      | △3               | △30.0%  | 1.7%            |
|       | 電気機械器具製造業     |      |       | 1     |       |        |       |        |            |        |        |       |         | 1       |         | 1                |         | 0.2%            |
| 業     | 輸送機械等製造業      |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       | 1       | 1       |         | 1                |         | 0.2%            |
|       | 電気・ガス・水道業     |      |       |       | 1     |        |       |        |            |        |        |       |         | 1       | 22      | △21              | △95.5%  | 0.2%            |
|       | その他の製造業       |      |       | 2     |       |        |       | 1      | 3          |        |        |       |         | 6       | 3       | 3                | 100.0%  | 1.4%            |
|       | 小計            |      | 10    | 21    | 4     | 3      | 1     | 1      | 12         | 9      | (1)    | 1     | 5       | (1) 77  | (1) 86  | △9               | △10.5%  | 18.4%           |
|       | 鉱 業           |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | 建設業           |      |       |       |       |        | 1     | 1      | 1          |        |        | 1     |         | 4       | (1) 10  | △6               | △60.0%  | 1.0%            |
|       | 土木工事業         |      | 4     | 1     | 1     | 4      |       | 1      | 3          |        |        | 1     |         | 15      | 22      | △7               | △31.8%  | 3.6%            |
|       | 建築工事業         |      | 1     |       |       | 1      |       |        |            |        |        |       |         | 2       | 5       | △3               | △60.0%  | 0.5%            |
|       | その他の建設業       |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         | (1) 5   | △5               | △100.0% |                 |
|       | 小計            |      | 4     | 1     | 1     | 4      | 1     | 2      | 4          |        |        | 2     |         | 19      | (2) 37  | △18              | △48.6%  | 4.5%            |
|       | 運輸業           |      | 1     |       | 1     |        |       |        |            |        |        |       |         | 2       | 2       |                  | 0.0%    | 0.5%            |
|       | 鉄道・水運・航空業     |      |       | 2     |       |        |       |        |            |        | 2      | 1     |         | 5       | 1       | 4                | 400.0%  | 1.2%            |
|       | 道路旅客運送業       |      | 8     | 3     | 5     | 1      | 1     | 1      | 4          |        |        | 11    | 2       | 36      | 43      | △7               | △16.3%  | 8.6%            |
|       | 道路貨物運送業       |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | その他の運輸交通業     |      | 9     | 5     | 6     | 1      | 1     | 1      | 4          |        | 2      | 12    | 2       | 43      | 46      | △3               | △6.5%   | 10.3%           |
|       | 小計            |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       | 1       | 1       | 3       | △2               | △66.7%  | 0.2%            |
| 業     | 陸上貨物取扱・港湾運送業  |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         | 3       | 1       | 2                | 200.0%  | 0.7%            |
|       | 農 業           |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        | 3     |         | 3       |         |                  |         |                 |
|       | 林 業           |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | 小計            |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        | 3     |         | 3       | 1       | 2                | 200.0%  | 0.7%            |
|       | 畜産・水産業        |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | 卸売・小売業        |      | 3     | 13    | 4     | 2      | 1     |        | (1) 6      | 3      | 10     | 3     |         | (1) 45  | 49      | △4               | △8.2%   | 10.8%           |
|       | 商業            |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | 理容業           |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | その他の商業        |      |       | 4     | 1     |        |       |        | 1          |        |        | 2     |         | 8       | 4       | 4                | 100.0%  | 1.9%            |
|       | 小計            |      | 3     | 17    | 5     | 2      | 1     |        | (1) 7      | 3      | 10     | 5     |         | (1) 53  | 53      |                  | 0.0%    | 12.7%           |
|       | 金融・広告業        |      | 1     |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         | 1       | 4       | △3               | △75.0%  | 0.2%            |
|       | 映画・演劇業        |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         | 1       | △1               | △100.0% |                 |
|       | 通信業           |      | 1     | 1     |       |        |       |        | 1          |        | 2      |       |         | 5       | 3       | 2                | 66.7%   | 1.2%            |
|       | 教育・研究業        |      | 1     | 3     | 1     |        |       | 1      |            |        |        | 2     | 1       | 9       | 9       |                  | 0.0%    | 2.2%            |
| 業     | 医療保健業         |      |       | 3     | 4     |        |       |        |            |        | 1      | 2     | 36      | 46      | 76      | △30              | △39.5%  | 11.0%           |
|       | 社会福祉施設        |      | 3     | 15    | 1     |        |       |        |            |        |        | 13    | 85      | 117     | 144     | △27              | △18.8%  | 28.0%           |
|       | 保健衛生業         |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | その他の保健衛生業     |      |       |       |       |        |       |        |            |        |        |       |         |         |         |                  |         |                 |
|       | 保健衛生業小計       |      | 3     | 18    | 5     |        |       |        |            |        | 1      | 15    | 121     | 163     | 220     | △57              | △25.9%  | 39.0%           |
|       | 接客業           |      |       | 1     | 1     |        |       |        |            |        |        |       |         | 2       | 1       | 1                | 100.0%  | 0.5%            |
|       | 飲食業           |      |       | 4     |       |        |       |        |            |        |        |       |         | 10      | 15      | △5               | △33.3%  | 2.4%            |
|       | その他の接客娯楽業     |      | 1     |       | 2     | 1      |       |        |            | 4      |        |       | 2       | 8       | 17      | △9               | △52.9%  | 1.9%            |
|       | 接客娯楽業小計       |      | 1     | 5     | 3     | 1      |       |        |            | 4      |        | 2     | 4       | 20      | 33      | △13              | △39.4%  | 4.8%            |
|       | 清掃・と畜業        |      |       | 4     |       | 1      |       |        |            |        |        | 5     |         | 10      | 11      | △1               | △9.1%   | 2.4%            |
|       | その他の事業        |      | 2     | 5     | 1     | 2      |       |        |            |        | 2      | 1     | 1       | 14      | 10      | 4                | 40.0%   | 3.3%            |
|       | 小計            |      | 35    | 80    | 26    | 14     | 4     | 5      | (1) 28     | 16     | (1) 18 | 52    | 140     | (2) 418 | (3) 517 | △99              | △19.1%  | 100.0%          |
|       | 対前年増減数(死傷者数)  |      | △2    | 14    | 3     | △13    | 4     | △5     | △5         | △2     | 7      | 4     | (1) 244 | (3) 517 |         |                  |         |                 |
|       | 対前年同期増減比      |      | △5.4% | 21.2% | 13.0% | △48.1% |       | △50.0% | △15.2%     | △11.1% | 63.6%  | 8.3%  | △42.6%  | △19.1%  |         |                  |         |                 |
|       | 構成比(本年の死傷者数)  |      | 8.4%  | 19.1% | 6.2%  | 3.3%   | 1.0%  | 1.2%   | 6.7%       | 3.8%   | 4.3%   | 12.4% | 33.5%   | 100.0%  |         |                  |         |                 |

注: 1 ( )内は死亡者数、死傷者数の内数  
2 単位は人  
3 統計は労働者死傷病報告の集計による



# 令和5年(1月1日～8月末日) 業種別・事故の型別 労働災害発生状況(コロナ除く)

和歌山労働基準監督署

| 業 種   |               | 事故の型 | 墜落・転落 | 転 倒   | 激 突   | 飛来・落下  | 崩壊・倒壊 | 激突され   | はさまれ・巻き込まれ | 切れ・こすれ | 交通事故  | 無理な動作 | その他計   | 合 計     | 前年同期 | 対前年増減数<br>(死傷者数) | 対前年増減比 | 構成比<br>(本年の死傷者数) |
|-------|---------------|------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|------------|--------|-------|-------|--------|---------|------|------------------|--------|------------------|
| 製 造 業 | 食 料 品 製 造 業   |      | 1     | 9     | 1     | 1      |       |        | 1          | 1      |       | 3     | 3      | 20      | 14   | 6                | 42.9%  | 6.7%             |
|       | 織 維 工 業       |      |       | 1     |       |        |       |        | 2          | 1      |       |       |        | 4       | 1    | 3                | 300.0% | 1.3%             |
|       | 衣服その他の繊維製品製造業 |      |       | 1     |       |        |       |        |            |        |       |       | 1      | 2       | 4    | △2               | △50.0% | 0.7%             |
|       | 木材・木製品製造業     |      |       |       |       |        |       |        |            | 4      |       | 1     |        | 5       | 4    | 1                | 25.0%  | 1.7%             |
|       | 家具・装備品製造業     |      | 1     |       |       |        |       |        | 3          | 3      | 1     | 1     |        | (1) 8   | 6    | 2                | 33.3%  | 2.7%             |
|       | パルプ・紙・紙加工品製造業 |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         | 1    | △1               |        |                  |
|       | 印刷・製本業        |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | 化学工業          |      | 1     | 3     |       | 1      |       |        | 2          |        |       |       | 3      | 10      | 8    | 2                | 25.0%  | 3.3%             |
|       | 窯業土石製品製造業     |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         | 2    | △2               |        |                  |
|       | 鉄 鋼 製 造 業     |      |       |       | 1     |        |       |        |            |        |       |       |        | 1       | 2    | △1               | △50.0% | 0.3%             |
|       | 非鉄金属製品製造業     |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | 一般機械器具製造業     |      | 4     | 2     | 1     | 1      | 1     |        |            |        |       | 1     | 1      | 11      | 9    | 2                | 22.2%  | 3.7%             |
|       | 電気機械器具製造業     |      | 3     | 2     |       |        |       |        | 1          |        |       |       | 1      | 7       | 4    | 3                | 75.0%  | 2.3%             |
|       | 輸送機械等製造業      |      |       | 1     |       |        |       |        |            |        |       |       |        | 1       |      | 1                |        | 0.3%             |
| 建設業   | 電気・ガス・水道業     |      |       |       | 1     |        |       |        |            |        |       |       |        | 1       | 1    |                  |        | 0.3%             |
|       | その他の製造業       |      |       | 2     |       |        |       | 1      | 3          |        |       |       |        | 6       | 3    | 3                | 100.0% | 2.0%             |
|       | 小計            |      | 10    | 21    | 4     | 3      | 1     | 1      | 12         | 9      | 1     | 1     | 5      | (1) 77  | 51   | 26               | 51.0%  | 25.7%            |
|       | 土 木 工 事 業     |      |       |       |       |        | 1     | 1      | 1          |        |       |       | 1      | 4       | 5    | △1               | △20.0% | 1.3%             |
|       | 建築工事業         |      | 4     | 1     | 1     | 4      |       | 1      | 3          |        |       |       | 1      | 15      | 22   | △7               | △31.8% | 5.0%             |
|       | うち木造家屋建築工事業   |      | 1     |       |       | 1      |       |        |            |        |       |       |        | 2       | 5    | △3               | △60.0% | 0.7%             |
|       | その他の建設業       |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         | 3    | △3               |        |                  |
|       | 小計            |      | 4     | 1     | 1     | 4      | 1     | 2      | 4          |        |       | 2     |        | 19      | 30   | △11              | △36.7% | 6.3%             |
|       | 鉄道・水運・航空業     |      | 1     |       | 1     |        |       |        |            |        |       |       |        | 2       |      | 2                |        | 0.7%             |
|       | 道路旅客運送業       |      |       | 2     |       |        |       |        |            |        | 2     |       |        | 5       | 1    | 4                | 400.0% | 1.7%             |
|       | 道路貨物運送業       |      | 8     | 3     | 5     | 1      | 1     | 1      | 4          |        |       |       | 11     | 36      | 43   | △7               | △16.3% | 12.0%            |
|       | その他の運輸交通業     |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | 小計            |      | 9     | 5     | 6     | 1      | 1     | 1      | 4          |        | 2     | 12    | 2      | 43      | 44   | △1               | △2.3%  | 14.3%            |
|       | 陸上貨物取扱・港湾運送業  |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       | 1      | 1       | 3    | △2               | △66.7% | 0.3%             |
|       | 農 業           |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       | 3     |        | 3       | 1    | 2                | 200.0% | 1.0%             |
| 商 業   | 農 林 業         |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | 小計            |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       | 3     |        | 3       | 1    | 2                | 200.0% | 1.0%             |
|       | 畜 産 ・ 水 産 業   |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | 卸 売 業         |      | 3     | 13    | 4     | 2      | 1     |        | 1          | 6      | 3     | 10    | 3      | (1) 45  | 49   | △4               | △8.2%  | 15.0%            |
|       | 理 容 業         |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | 美 容 業         |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | その他の商業        |      |       | 4     | 1     |        |       |        | 1          |        |       |       | 2      | 8       | 4    | 4                | 100.0% | 2.7%             |
|       | 小計            |      | 3     | 17    | 5     | 2      | 1     |        | 1          | 7      | 3     | 10    | 5      | (1) 53  | 53   |                  |        | 17.7%            |
|       | 金 融 ・ 広 告 業   |      | 1     |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        | 1       | 4    | △3               | △75.0% | 0.3%             |
|       | 映 画 ・ 演 劇 業   |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         | 1    | △1               |        |                  |
|       | 通 信 業         |      | 1     | 1     |       |        |       |        | 1          |        | 2     |       |        | 5       | 3    | 2                | 66.7%  | 1.7%             |
|       | 教 育 ・ 研 究 業   |      | 1     | 3     | 1     |        |       | 1      |            |        |       | 2     | 1      | 9       | 3    | 6                | 200.0% | 3.0%             |
|       | 医 療 保 健 業     |      |       | 3     | 4     |        |       |        |            |        | 1     | 2     |        | 10      | 9    | 1                | 11.1%  | 3.3%             |
|       | 保健衛生業         |      | 3     | 15    | 1     |        |       |        |            |        |       |       | 13     | 37      | 39   | △2               | △5.1%  | 12.3%            |
|       | その他の保健衛生業     |      |       |       |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
| サービス業 | 保 健 衛 生 業 小 計 |      | 3     | 18    | 5     |        |       |        |            |        | 1     | 15    | 5      | 47      | 48   | △1               | △2.1%  | 15.7%            |
|       | 接客業           |      |       | 1     | 1     |        |       |        |            |        |       |       |        | 2       | 1    | 1                | 100.0% | 0.7%             |
|       | 飲食業           |      |       | 4     |       |        |       |        |            |        |       |       |        |         |      |                  |        |                  |
|       | その他の接客娯楽業     |      | 1     |       | 2     | 1      |       |        |            | 4      |       |       |        | 10      | 15   | △5               | △33.3% | 3.3%             |
|       | 接客娯楽業小計       |      | 1     | 5     | 3     | 1      |       |        |            | 4      |       | 2     | 2      | 6       | 2    | 4                | 200.0% | 2.0%             |
|       | 清掃・と畜業        |      |       | 4     |       | 1      |       |        |            |        |       | 5     |        | 18      | 18   |                  |        | 6.0%             |
|       | その他の事業        |      | 2     | 5     | 1     | 2      |       |        |            |        | 2     | 1     | 1      | 14      | 8    | 6                | 75.0%  | 4.7%             |
|       | 合 計           |      | 35    | 80    | 26    | 14     | 4     | 5      | 1          | 28     | 16    | 52    | 22     | (2) 300 | 278  | 22               | 7.9%   | 100.0%           |
|       | 対前年増減数(死傷者数)  |      | △2    | 14    | 3     | △13    | 4     | △5     | △5         | △2     | 7     | 4     | 17     |         |      |                  |        |                  |
|       | 対前年同期増減比      |      | △5.4% | 21.2% | 13.0% | △48.1% |       | △50.0% | △15.2%     | △11.1% | 63.6% | 8.3%  | 340.0% | 7.9%    |      |                  |        |                  |
|       | 構成比(本年の死傷者数)  |      | 11.7% | 26.7% | 8.7%  | 4.7%   | 1.3%  | 1.7%   | 9.3%       | 5.3%   | 6.0%  | 17.3% | 7.3%   | 100.0%  |      |                  |        |                  |

注：1 ( )内は死者数で、死傷者数の内数  
2 単位は人  
3 統計は労働者死傷病報告の集計による  
4 新型コロナウイルス感染性によるものを除く

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

### ●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

#### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

#### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

#### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

#### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。

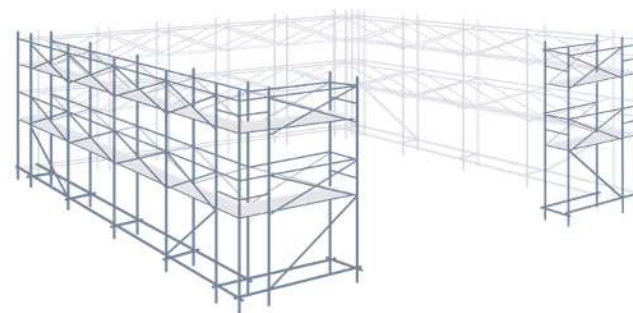


[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03（5253）8111（内線24813／24816）

## 足場からの墜落防止措置が 強化されます

### ●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

### 改正のあらまし

1

#### 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

#### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

#### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1

## 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1  
施行

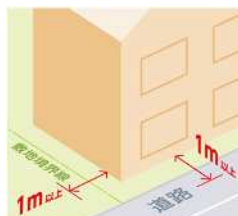
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

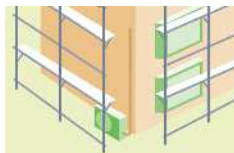
### ●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

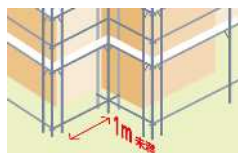


### ●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

## 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

## 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

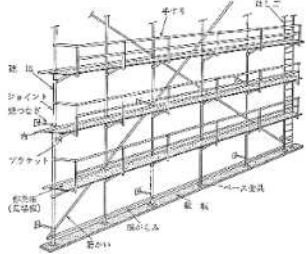
足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



# 改正労働安全衛生規則について

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

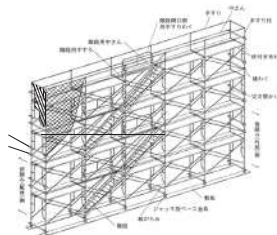
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社) 仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社) 仮設工業会より提供)



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

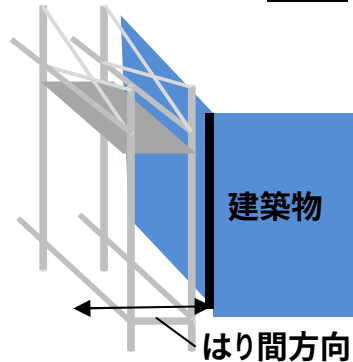
施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

# 一側足場の使用範囲の明確化について

## 1 「幅が1メートル以上の箇所」について

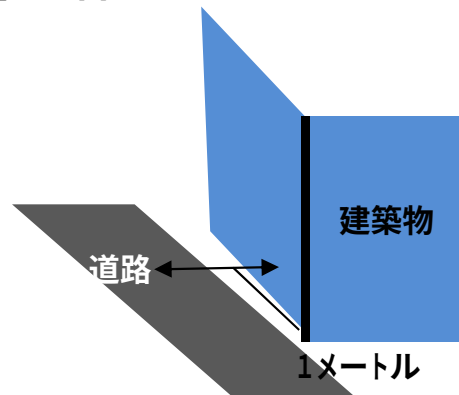
### 基本的な考え方

足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。



### 例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。



### 事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

# 一側足場の使用範囲の明確化について

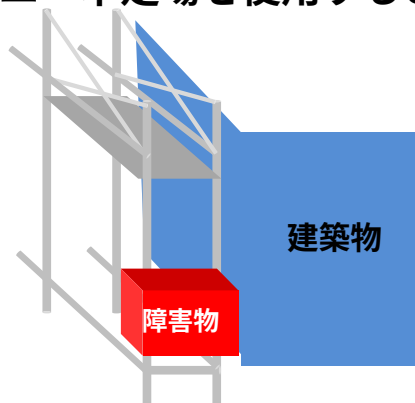
## 2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

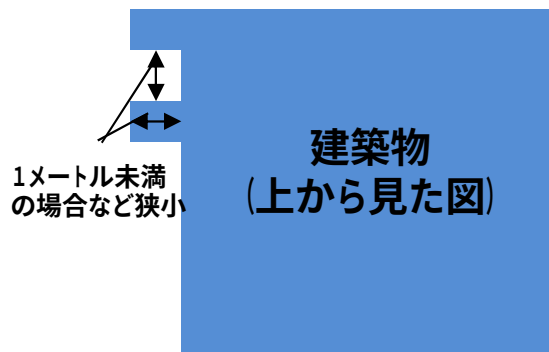
### 具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

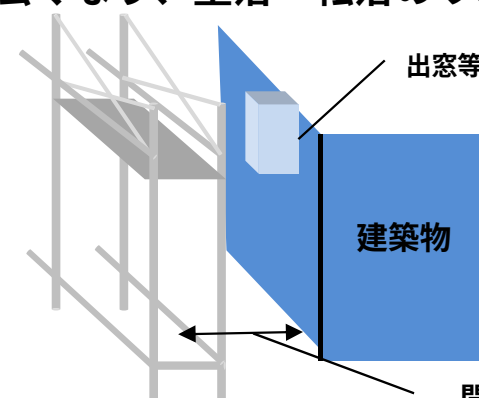
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるととき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まるとき。



アの例



イの建築物の例



エの例

間隔が広く、墜落のリスクが高まる

## 3 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

# 足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

## 足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。**
- **安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）が望ましいこと。**
- 足場の点検に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）**を活用することが望ましいこと。
- （※）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱別添参照）
  - ・ **足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者**
  - ・ **労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者**
  - ・ **全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者**
  - ・ **建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者**

## 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

- **組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。**  
なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、**「足場等の種類別点検チェックリスト」**を活用することが望ましいこと。

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場用（注1）

足場等点検チェックリスト

工事種別（ ） 工事種別（注2）

作業種別（ ） 作業種別（注3）

点検者氏名（ ） 点検者氏名（注4）

点検日時（ ） 点検日時（注5）

点検場所（ ） 点検場所（注6）

点検内容（ ） 点検内容（注7）

点検結果（ ） 点検結果（注8）

点検者（ ） 点検者（注9）

点検者（ ） 点検者（注10）

点検者（ ） 点検者（注11）

点検者（ ） 点検者（注12）

点検者（ ） 点検者（注13）

点検者（ ） 点検者（注14）

点検者（ ） 点検者（注15）

点検者（ ） 点検者（注16）

点検者（ ） 点検者（注17）

点検者（ ） 点検者（注18）

点検者（ ） 点検者（注19）

点検者（ ） 点検者（注20）

点検者（ ） 点検者（注21）

点検者（ ） 点検者（注22）

点検者（ ） 点検者（注23）

点検者（ ） 点検者（注24）

点検者（ ） 点検者（注25）

点検者（ ） 点検者（注26）

点検者（ ） 点検者（注27）

点検者（ ） 点検者（注28）

点検者（ ） 点検者（注29）

点検者（ ） 点検者（注30）

点検者（ ） 点検者（注31）

点検者（ ） 点検者（注32）

点検者（ ） 点検者（注33）

点検者（ ） 点検者（注34）

点検者（ ） 点検者（注35）

点検者（ ） 点検者（注36）

点検者（ ） 点検者（注37）

点検者（ ） 点検者（注38）

点検者（ ） 点検者（注39）

点検者（ ） 点検者（注40）

点検者（ ） 点検者（注41）

点検者（ ） 点検者（注42）

点検者（ ） 点検者（注43）

点検者（ ） 点検者（注44）

点検者（ ） 点検者（注45）

点検者（ ） 点検者（注46）

点検者（ ） 点検者（注47）

点検者（ ） 点検者（注48）

点検者（ ） 点検者（注49）

点検者（ ） 点検者（注50）

点検者（ ） 点検者（注51）

点検者（ ） 点検者（注52）

点検者（ ） 点検者（注53）

点検者（ ） 点検者（注54）

点検者（ ） 点検者（注55）

点検者（ ） 点検者（注56）

点検者（ ） 点検者（注57）

点検者（ ） 点検者（注58）

点検者（ ） 点検者（注59）

点検者（ ） 点検者（注60）

点検者（ ） 点検者（注61）

点検者（ ） 点検者（注62）

点検者（ ） 点検者（注63）

点検者（ ） 点検者（注64）

点検者（ ） 点検者（注65）

点検者（ ） 点検者（注66）

点検者（ ） 点検者（注67）

点検者（ ） 点検者（注68）

点検者（ ） 点検者（注69）

点検者（ ） 点検者（注70）

点検者（ ） 点検者（注71）

点検者（ ） 点検者（注72）

点検者（ ） 点検者（注73）

点検者（ ） 点検者（注74）

点検者（ ） 点検者（注75）

点検者（ ） 点検者（注76）

点検者（ ） 点検者（注77）

点検者（ ） 点検者（注78）

点検者（ ） 点検者（注79）

点検者（ ） 点検者（注80）

点検者（ ） 点検者（注81）

点検者（ ） 点検者（注82）

点検者（ ） 点検者（注83）

点検者（ ） 点検者（注84）

点検者（ ） 点検者（注85）

点検者（ ） 点検者（注86）

点検者（ ） 点検者（注87）

点検者（ ） 点検者（注88）

点検者（ ） 点検者（注89）

点検者（ ） 点検者（注90）

点検者（ ） 点検者（注91）

点検者（ ） 点検者（注92）

点検者（ ） 点検者（注93）

点検者（ ） 点検者（注94）

点検者（ ） 点検者（注95）

点検者（ ） 点検者（注96）

点検者（ ） 点検者（注97）

点検者（ ） 点検者（注98）

点検者（ ） 点検者（注99）

点検者（ ） 点検者（注100）

足場の種類別点検チェックリスト



# 労働安全衛生規則改正内容について

## 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

## 2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

## 3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月28日

施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

# 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設

## 改正の趣旨

- **労働安全衛生法**（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第14条において、事業者は、**労働安全衛生法施行令**（昭和47年政令318号。以下「令」という。）第6条に掲げる作業については、**技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせることを義務付けている。**
- 令和2年の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和3年4月1日からは**溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者**については特化則第27条において、事業者は、令第6条第18号の作業について、**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、**特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。**
- しかし、現在、当該講習の受講者の多くが、**金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業**（以下「**金属アーク溶接等作業**」という。）のみに従事する者となっている。これらの者は、**溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、特化物技能講習においては溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等、受講者の負担が大きく、金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望されているところである。**
- このため、**特化物技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習**（以下「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」という。）を**新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとし、特化則等について所要の改正を行う。**

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の概要

## 省令事項

### (1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第1に**金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加することとする。**

### (2) 特化則の一部改正

- ① 金属アーク溶接等作業については、**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする。**
- ② 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定する。
- ③ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目等は**特化物技能講習のものを準用することとする。**

### (3) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」を追加することとする。

### (4) 登録教習機関に関する経過措置

追加した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」の区分の登録を新たに受けようとする者は、省令の施行の日前においても、その申請をすることができることとする。

## 公布日等

公布日：令和5年4月3日

施行日：令和6年1月1日（経過措置については公布の日）



# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

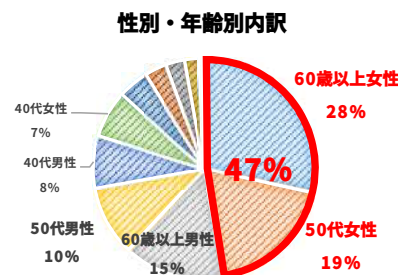
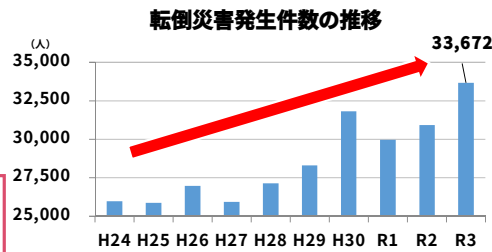
- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

## 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



### 転倒による怪我の態様

#### ・骨折 (約70%)

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

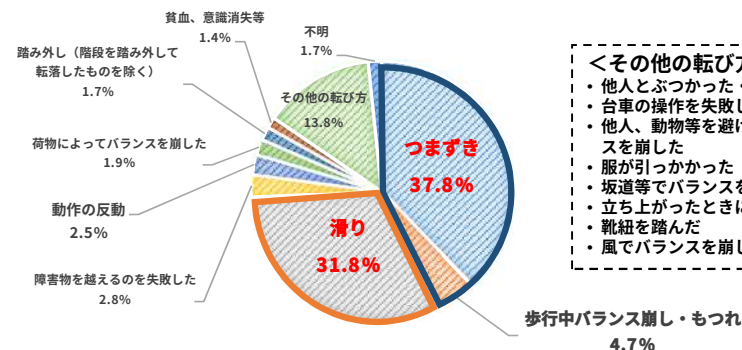
47日

### 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは  
移動のときだけではありません

### 転倒時の類型



＜その他の転び方＞

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

### 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防  
体力チェック

口コチェック



内閣府ウェブサイト



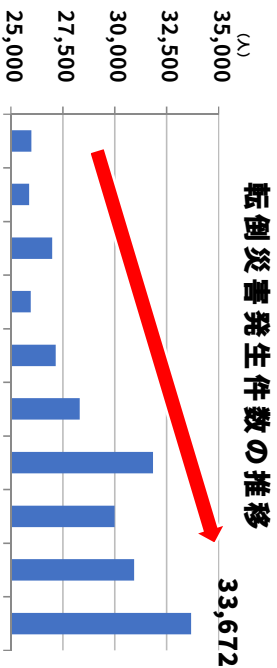
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 職場の皆さまへ

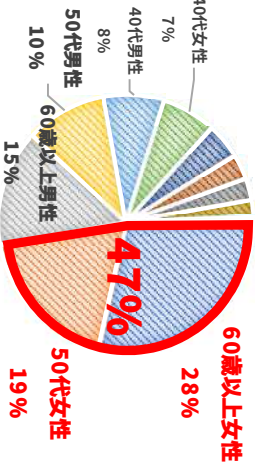
# 転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

**50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。**  
 転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

## 転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



性別・年齢別内訳



転倒による怪我の態様

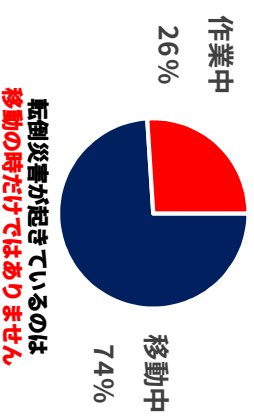
- ・骨折（約70%）
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 等

転倒災害による  
平均休業日数

**47日**

※ 労働者死傷病報告による休業見込日数

## 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは  
移動の時だけではなく

## 主な要因

何も無いところでもつまずいて転倒、足がもつれて転倒

（なし）  
会社から労働者への注意事項を記入しましょう（以下、取り組んでほしいところを記入欄に入ります。）

コード等につまずいて転倒



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒



凍結した通路等で滑って転倒



通路等の凹凸※につまずいて転倒 ※数mm程度のもの



こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒



作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒



水場（食品加工場等）で滑って転倒



設備、什器に足を引っかけて転倒



雨で濡れた通路等で滑って転倒



## 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウエブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
 → 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



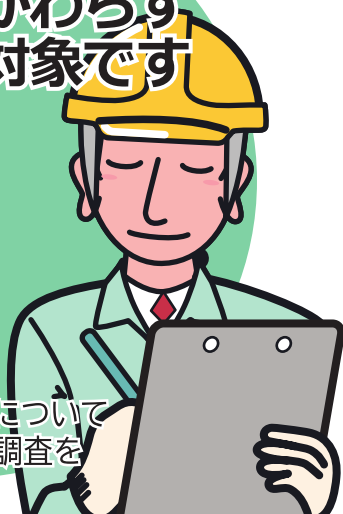
内閣府  
ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R5）

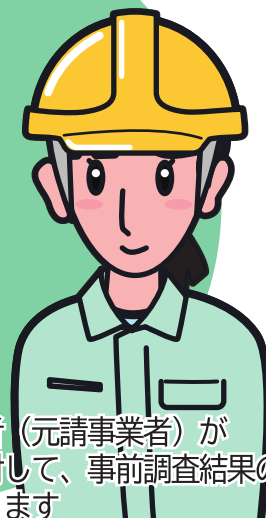
事前調査は、  
工事の規模にかかわらず  
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について  
石綿が含まれているか事前に調査を  
行う必要があります

事前調査結果の  
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを  
使用すれば、パソコン・スマホから  
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が  
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の  
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、  
「建築物石綿含有建材調査者」  
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**  
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト  
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご確認ください  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>





# 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

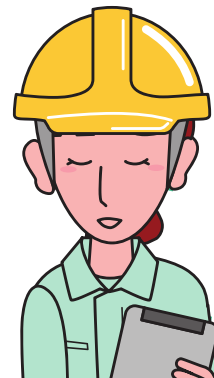
以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

| ▼ 工事の対象                     | ▼ 工事の種類   | ▼ 報告対象となる範囲       |
|-----------------------------|-----------|-------------------|
| すべての建築物<br>(建築物に設ける建築設備を含む) | 解体        | 解体部分の床面積の合計が80㎡以上 |
|                             | 改修(※1)    | 請負金額が税込100万円以上    |
| 特定の工作物(※3)                  | 解体・改修(※2) | 請負金額が税込100万円以上    |

材料費も含めた  
工事全体の請負代金

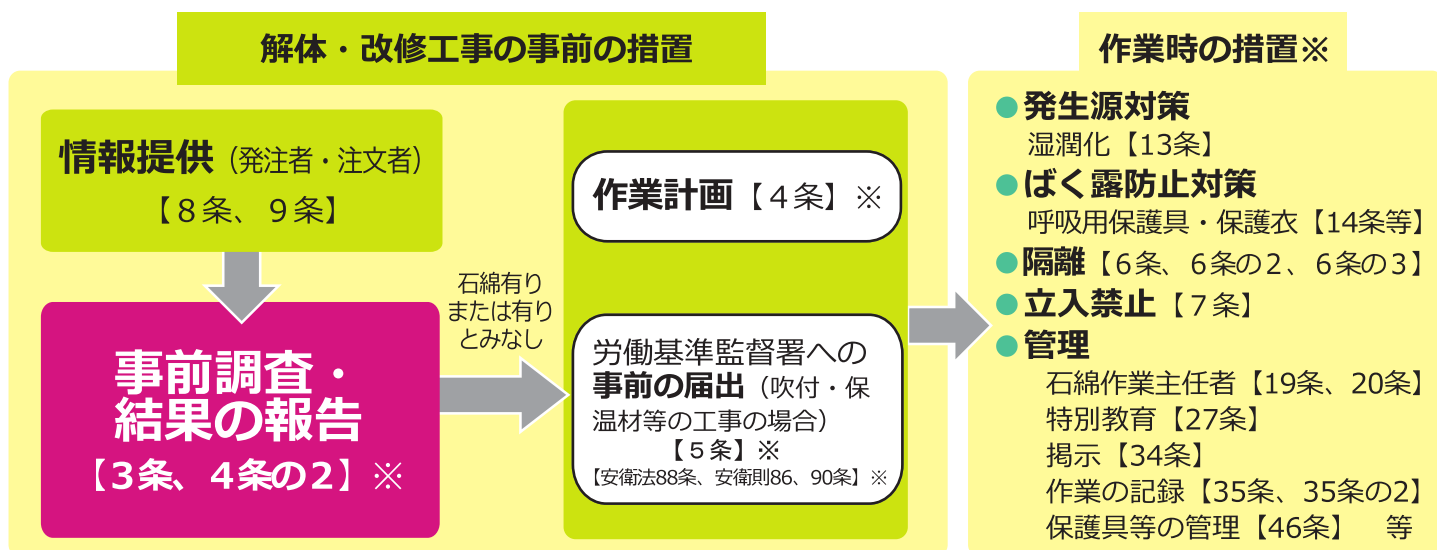
- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。
- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、压力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
  - ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
  - ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
  - ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
  - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
  - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



## 事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。※は罰則規定のあるもの。  
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

### 詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

### 各種手続きについて

#### 事前調査結果報告システム の操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

#### G BizID について



G BizID トップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

# 騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

## ガイドライン改訂の主なポイント

### ■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

### ■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

### ■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、  
必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

### ■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更しました。**

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は  
こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

# 職場の騒音対策を確認しましょう！

## ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

### ●以下の対策に取り組んでいますか？

|        |                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職場の体制  | <input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任                                                                        |
|        | <input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助                                                                 |
| 作業環境管理 | <input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※                                                                              |
|        | <input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※                                           |
|        | <input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）                                                                        |
| 作業管理   | <input type="checkbox"/> <b>聴覚保護具の使用※</b><br>等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。 |
| 健康管理   | <input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施                                                               |
|        | <input type="checkbox"/> <b>定期健康診断（騒音）の実施※</b>                                                                  |
|        | <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施                                                                  |
|        | <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）                                                                  |
|        | <input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告                                                                 |
| 労働衛生教育 | <input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育                                                                     |
|        | <input type="checkbox"/> 労働者への教育※                                                                               |

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら





橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

# 剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

## ① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※  
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

## ② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用  
**注意** 防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

## 剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

### ベンジルアルコール ※未規制物質

有害性

- ・中枢神経系、肝臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

### ジクロロメタン ※特定化学物質

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が 型式検定等の対象機械に追加されます！！

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、今般、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（**防毒用電動ファン付き呼吸用保護具**）が**型式検定等の対象**となりました。

この改正は、**令和5年10月1日から施行・適用**します。

① **型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください（裏面参照）。**

② **防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用できるようになります。**

※防爆構造電気機械器具の型式検定を受けていないものは、爆発危険箇所では使用できません。

## 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具とは

- 主に電動ファン、吸収缶、面体等から構成され、環境空気中の有害なガス若しくは蒸気等を除去した空気を装着者へ供給するろ過式呼吸用保護具。
- 電動ファンにより送気するので、面体内が陽圧（※）になるため、面体内に有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易であり作業者の負担が少ない。

※ 防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するため、面体内は陰圧になる。

## 電動ファン付き呼吸用保護具の種類

面体形

＜半面形面体＞



＜全面形面体＞



ルーズフィット形

＜フード＞



＜フェイスシールド＞



※半面形面体、全面形面体の写真は防毒用のもの。

※フード、フェイスシールドの写真は防じん用のもの。

### <型式検定合格標章の例>

（呼吸用保護具本体用の合格標章）

|    |     |    |
|----|-----|----|
| 国  | （年） | 検  |
| 型  | 式   | 検  |
| 定  | 合   | 格  |
| 番  | 号   |    |
| （品 | 名）  | （種 |
| 類） |     |    |

（吸収缶及び電動ファン用）

|    |     |    |
|----|-----|----|
| 国  | （年） | 検  |
| （品 | 名）  | （種 |
| 類） |     |    |
| 型  | 式   | 検  |
| 定  | 合   | 格  |
| 番  | 号   |    |

※本体の合格標章は概ね赤丸（●）部分に貼られています。

➤ 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。

➤ 「国（年）検」部分に型式検定に合格した年から有効期間（5年）を過ぎていないかを確認してください。

➤ 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。



今回の改正等のポイント

1. 型式検定及び譲渡等制限の対象機械へ追加

- 防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等制限を受けるべき機械として追加。

2. 型式検定及び規格を具備すべき機械を規定

- 型式検定及び規格を具備すべき防毒用電動ファン付き呼吸用保護具として、「ハロゲンガス用」「有機ガス用」、「アンモニア用」、「亜硫酸ガス用」の4つを規定。

3. 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具へ名称変更

- 既に「電動ファン付き呼吸用保護具」と規定されている政省令等については、「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と名称変更。

4. その他関係省令の一部改正

- 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において、各作業に従事する際に防毒マスク等を使用しなければならないと規定されている機械等に防毒用電動ファン付き呼吸用保護具を追加。

経過措置（猶予期間）

<2024年（令和6年）10月1日前に製造・輸入されたもの>

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年（令和8年）9月30日までしか使用できません。

|                                                                                               | 2022(令和4) 年 |    |    |     | 2023(令和5) 年         |    |    |     | 2024(令和6) 年 |    |    |     | 2025(令和7) 年 |    |    |     | 2026(令和8) 年 |    |    |     | 2027(令和9) 年以降 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----|----|-----|---------------------|----|----|-----|-------------|----|----|-----|-------------|----|----|-----|-------------|----|----|-----|---------------|
|                                                                                               | 1月          | 4月 | 7月 | 10月 | 1月                  | 4月 | 7月 | 10月 | 1月          | 4月 | 7月 | 10月 | 1月          | 4月 | 7月 | 10月 | 1月          | 4月 | 7月 | 10月 |               |
| 政令改正（令和5年政令第69号）                                                                              |             |    |    |     | ★公布（3/23）★施行（10月1日） |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |
| 省令改正（令和5年厚生労働省令第29号）                                                                          |             |    |    |     | ★公布（3/27）★施行（10月1日） |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |
| ①改正構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、譲渡等又は型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用<br>（※1）、輸入・製造<br><政令附則第1項> |             |    |    |     |                     |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |
| 使用・譲渡等、製造・輸入可能（2023年(令和5年)10月1日～）                                                             |             |    |    |     |                     |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |
| ②令和6年10月1日前に製造等され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間（※2）<br><政令附則第2項、省令附則第2条>          |             |    |    |     |                     |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |
| 使用可能（2026年(令和8年)9月30日まで）                                                                      |             |    |    |     |                     |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |
| ③令和6年10月1日前に製造等され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間<br><政令附則第3項、省令附則第2条>              |             |    |    |     |                     |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |
| 使用可能（2026年(令和8年)9月30日まで）                                                                      |             |    |    |     |                     |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |             |    |    |     |               |

※1：施行後は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第27条により規格を具備したものを使用しなければならず、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第44条の2第7項により型式検定を受けたものを使用しなければならない。  
※2：令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。



# 新たな化学物質規制が導入されます

## 労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

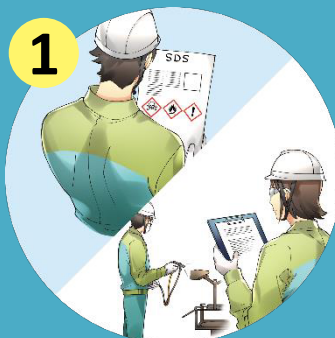
※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に**事業者の主体的な取組**が求められます  
ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1



SDS及び作業現場の確認

2



リスクアセスメントの実施

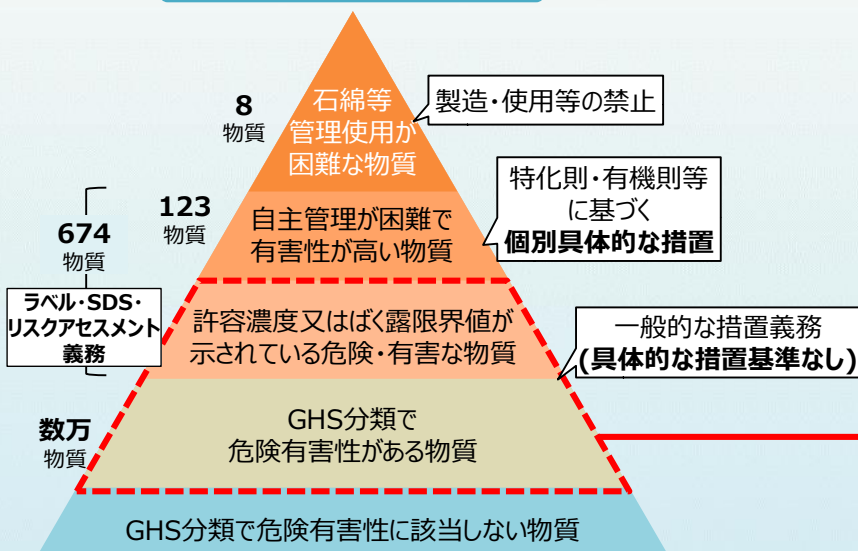
3



リスク低減措置の実施

## 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

### これまでの化学物質規制



### 見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

# ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

## R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

## R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

## R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

## リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

### ポイント！

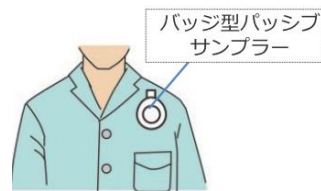
リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

### ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



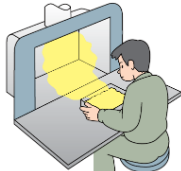
個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます  
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存



## 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を  
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

### ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

## SDS等による情報伝達が強化されます

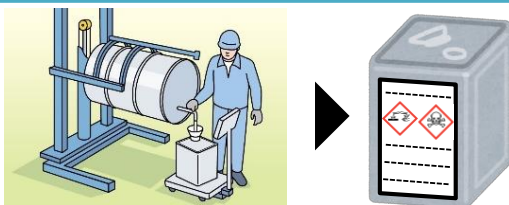
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール  
の送信



HPのURLや  
二次元コード  
の伝達

## 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

### 【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| リスクアセスメント対象物の製造事業場 | 専門的講習の修了者           |
| 上記以外の事業場           | 資格要件なし（専門的講習の受講を推奨） |

### 【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

### 衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

### 雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前  
一部の業種は除外

改正後  
全ての業種



# 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、  
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

| 分野                                     | 関係条項                                              | 項目                                                                                                      | 質問                                                                                                                                               | チェック | 施行<br>期日                  |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------|
| 化学物質<br>管理体系の<br>見直し                   | 安衛令<br>別表第9                                       | ラベル表示・SDS等<br>による通知の<br>義務対象物質                                                                          | ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？                               |      | ③<br>※令和7<br>年以降も<br>順次追加 |
|                                        | 安衛則<br>第577条の2<br>第577条の3                         | リスクアセスメント<br>対象物に関する<br>事業者の責務                                                                          | リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？                                                                                                    |      | ②                         |
|                                        |                                                   |                                                                                                         | 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？                                                                                                         |      | ③                         |
|                                        |                                                   |                                                                                                         | 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？<br>（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）                                                                              |      | ②、③                       |
|                                        |                                                   |                                                                                                         | リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？                                                                                                          |      | ②                         |
|                                        | 安衛則<br>第594条の2<br>第594条の3                         | 皮膚等障害化学<br>物質等への<br>直接接​​触の防止                                                                           | 皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？<br>上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く） |      | ③<br>②                    |
|                                        | 安衛則<br>第22条                                       | 衛生委員会の<br>付議事項                                                                                          | 衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？                                                                                                                 |      | ②、③                       |
|                                        | 安衛則<br>第97条の2                                     | がん等の<br>把握強化                                                                                            | 化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？<br>医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？                                 |      | ②                         |
|                                        | 安衛則<br>第34条の2の8                                   | リスクアセスメント<br>結果等の記録                                                                                     | リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）                                                      |      | ②                         |
| 安衛則<br>第34条の2の10                       | 労働災害発生<br>事業場等への<br>指示                            | 労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？                                     |                                                                                                                                                  | ③    |                           |
| 安衛則<br>第577条の2第3<br>項から第5項、<br>第8項、第9項 | 健康診断等                                             | リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） |                                                                                                                                                  | ③    |                           |
|                                        |                                                   | 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）                  |                                                                                                                                                  |      |                           |
| 実施体制の<br>確立                            | 安衛則<br>第12条の5                                     | 化学物質<br>管理者                                                                                             | 化学物質管理者を選任していますか？                                                                                                                                |      | ③                         |
|                                        | 安衛則<br>第12条の6                                     | 保護具着用<br>管理責任者                                                                                          | （労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？                                                                                                            |      | ③                         |
|                                        | 安衛則<br>第35条                                       | 雇い入れ時<br>教育                                                                                             | 雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？                                                                                                         |      | ③                         |
| 情報伝達の<br>強化                            | 安衛則<br>第24条の15<br>第1項・第3項、<br>第34条の2の3            | SDS通知方法の<br>柔軟化                                                                                         | SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？                                                                                         |      | ①                         |
|                                        | 安衛則<br>第24条の15第2<br>項・第3項、第<br>34条の2の5第<br>2項・第3項 | 「人体に及ぼす作<br>用」の確認・更新                                                                                    | 5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？                                                                                      |      | ②                         |
|                                        | 安衛則<br>第24条の15第1<br>項、第34条の2<br>の4、第34条の<br>2の6   | SDS通知事項の<br>追加等                                                                                         | SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？                                                                                                     |      | ③                         |
|                                        |                                                   |                                                                                                         | SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量％で記載していますか？<br>※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。                                                                                |      |                           |
|                                        | 安衛則<br>第33条の2                                     | 別容器等での<br>保管                                                                                            | リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？                                                                         |      | ②                         |
| その他                                    | 特化則、有機則、<br>鉛則、<br>粉じん則                           | 個別規則の<br>適用除外                                                                                           | 労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？                                                                                    |      | ②                         |
|                                        | 特化則、有機則、<br>鉛則、<br>粉じん則                           | 作業環境測定結<br>果が第3管理区分<br>の事業場                                                                             | 左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？                                                                                                 |      | ③                         |
|                                        |                                                   |                                                                                                         | 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？                                                                          |      |                           |
|                                        | 特化則、有機則、<br>鉛則、<br>四アルキル則                         | 特殊健康診断                                                                                                  | 作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？                                                                                                       |      | ②                         |

（注）施行期日の①～③は以下に対応。  
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。  
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）  
②2023年（令和5年）4月1日  
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

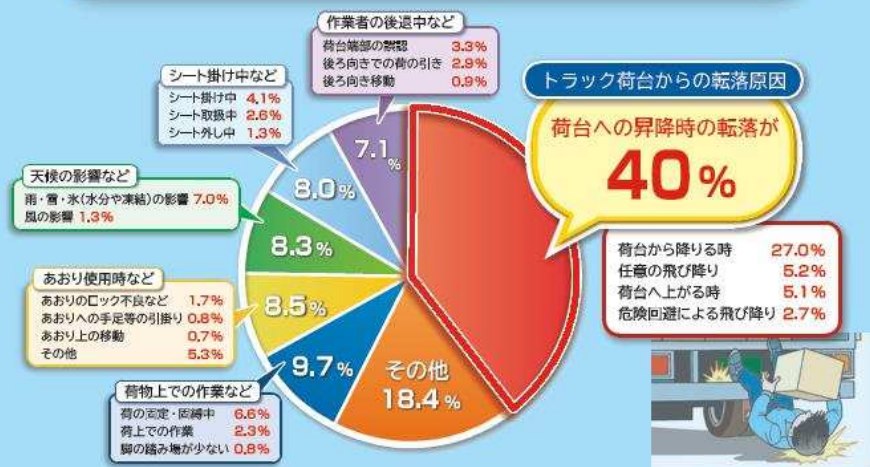




# 陸上貨物運送事業における トラック荷台からの 転落を防ぐために

荷台昇降設備・装備はありますか？

陸上貨物運送事業（トラック運送事業）における労働災害は、荷役作業中に発生したものが全体のおよそ7割を占めています。特に荷台からの転落が多いことが知られていて、このうちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約4割を占め、とりわけ荷台から降りる時が約3割を占めることが分かりました。このほかの原因による労働災害は、各要因とも1割にも満たないなど、「荷台から降りる時」などの昇降時が突出しています。このため、本リーフレットでは、トラック荷台への昇降時の労働災害を防ぐために、最新の安全対策とともに、転落防止に役立つチェックポイントを紹介します。



平成27年に発生した陸上貨物運送事業の休業4日以上の災害を対象にした労働安全衛生総合研究所の分析結果  
(トラック荷台からの転落等による災害データのみを抜粋)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

(R2.6)

## 荷台への昇降中における 転落防止チェックポイント

### 確認してみよう！ 作業手順・マニュアルを再点検

あなたの事業場では、荷台への昇降手順は適切ですか？ ①～③を参照し、点検してみましょう。  
不十分な場合は、本リーフレットで紹介した装備の追加、手順・マニュアルの見直し等を実施しましょう。

注) グリップやステップ等を装備する際には、道路運送車両法の保安基準に適合しているか十分に確認してください。



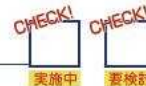
#### 1 バン型車のリヤ部



リヤドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながらリヤドア下部のリヤバンパーまたはステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時もグリップを持ったままステップに足をかける順序で、荷台内側を正面にみて後ろ向きに降ります。車体形状の都合上、両手でグリップを持てませんが、荷台の床面に手を添えると前屈み姿勢になるのでより安定します。



#### 2 バン型車のサイド部



ドアフレームに装備したグリップ（取手）を持ち、足元を見ながら、サイドステップに片足をかけて、荷台に上がります。降りる時は上がる時の逆の順序で移動します。ちなみにサイド部はグリップをドアフレーム両側に装備できる場合が多いようです。両手で持つと身体の姿勢が安定し、より安全に昇降できます。



#### 3 ウイング車、平ボディ車のあおり



あおりを下ろした時は、ステップだけでなくグリップ（取手）や手がかりがないので昇降するのが困難です。あおり内側回転式ステップの装備、持ち運び可能な荷台用ステップ等を使用しましょう。グリップは車体内部あるいは荷台床面に装備するか、車体の柱等をグリップ代わりに活用しましょう。

本リーフレットの写真等は、国土交通省及び（公社）全日本トラック協会が設置した「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方検討会」で取りまとめた成果「【別冊】トラックメーカーなどの取組事例集」から引用しています。



このQRコードから  
別冊が入手可能です



落ちないポイント  
1

トラックの荷台は元々高くワンステップでは上れません。  
もちろん飛び降りもしてはいけません。  
ステップを用意することで無理な昇降になりません。

# 一般的な対策

グリップを持つことで、ステップから足を滑らせたり、  
踏み外した場合でも、転落事故を防ぐことができます。  
荷物を持ちながらの昇降をしてはいけません。

落ちないポイント  
2

## 荷台へ昇降しやすい装備（ステップ利用①）



### 「リヤステップ」

バン型車のリヤステップ部を網状にすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時でも雪等が積もりにくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウイング、平ボディです。

## 荷台へ昇降しやすい装備（ステップ利用②）

### 「サイドステップ」

バン型車のリヤ・サイドステップ部に突起のある穴あけ加工をすることで、滑り止めの効果を持たせます。また、降雪時に雪等が積もりにくくなります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵です。



## 荷台へ昇降しやすい装備（グリップ利用①）



▲ 鋼製グリップ

### ▼ ヒンジ連結タイプ



### 「リヤフレーム部グリップ」

グリップを取り付けすることで、荷室・庫内への昇降が安全に行えます。また、ヒンジ連結の長丈タイプはドライバーの身長に関係なく使用できるのが特徴です。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウイングです。

## 荷台へ昇降しやすい装備（グリップ利用②）

### 「リヤドア面グリップ」

リヤドア面（両端フレーム）にグリップを取り付けて、庫内および庫外に安全に昇降する時のグリップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウイングです。



▲ リヤドア（両端フレーム）に取付け



▲ リヤドア面に取付け

# トラック荷台からの 転落防止 対策 はここまで進んでいます。

リヤとサイドにステップを付けて昇降性向上！

ステップとグリップの合わせ技でがっちり3点支持



## バン型車のリヤステップ利用

### 「リヤ階段ステップ（格納式）」

リヤドアの下部に取付けて、リヤドアから昇降するための格納式の階段ステップです。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵、ウイングです。



## 格納式サイドステップ利用

### 「格納式ステップ」

ボディより外側に可動式のステップを取り付けることで、昇降性を向上します。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はバン型、冷蔵冷蔵です。

## ウイング車のサイドステップ利用

### 「あおり内側回転式ステップ」

あおりの内側に、あおりを下ろした際に回転してステップとなる部分があり、このステップを利用すると荷台への昇降が容易になります。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウイングです。



## 持ち運び可能なステップ利用

### 「手すり付荷台用ステップ」

荷台への昇降に、あおりを立てたままでも、下ろしても設置可能なステップです。天板もついているので、身体の向きを変えることもできます。対象車種は、小・中・大型クラスで、ボディ形状はウイング、平ボディです。





# CONSTRUCTION INDUSTRY 建設業

## 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説







# 労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって  
上限が定められており、  
労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、  
これを延長することはできません。

## 労働時間の定め

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた  
労働時間の限度

1日 **8** 時間及び1週 **40** 時間

法律で  
定められた休日

毎週少なくとも **1** 回

これを超えるには、

**36協定の  
締結・届出**

が必要です。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。  
また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- 労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
  - 36協定の所轄労働基準監督署長への届出
- が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

## 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、  
36協定で定める時間外労働及び休日労働について  
留意していただくべき事項に関して策定された指針です。

36協定の締結に当たっては、  
この指針の内容に留意してください。

[詳しくはこちら](#)



# 時間外労働の上限規制

くらし、はたらき、  
ともにススム！

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から施行されています。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用されます。

**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、  
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。**

**臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、  
以下を守らなければなりません。**

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

**！ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、  
月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。**

※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、  
時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

**建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、  
令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

## 上限規制のイメージ

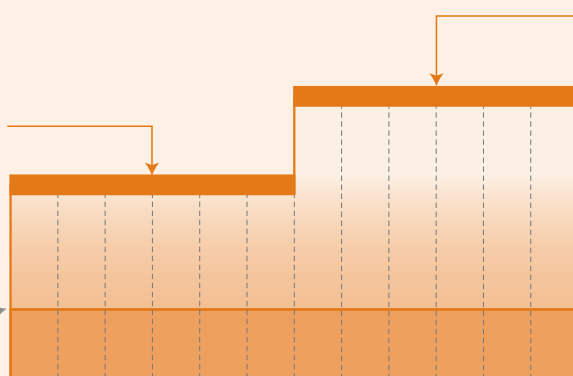
### 改正後

#### 法律による上限（原則）

- ☑ 月45時間
- ☑ 年360時間

#### 法定労働時間

- ☑ 1日8時間
- ☑ 週40時間



1年間 = 12か月

#### 法律による上限 （特別条項/年6回まで）

- ☑ 年720時間
- ☑ 複数月平均80時間※
- ☑ 月100時間未満※

※ 休日労働を含む。



労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外・休日労働を行わせることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

## 労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができます。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

## 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について（令和元年6月7日付け基発0607第1号）の概要

労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ② 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- ④ ②及び③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

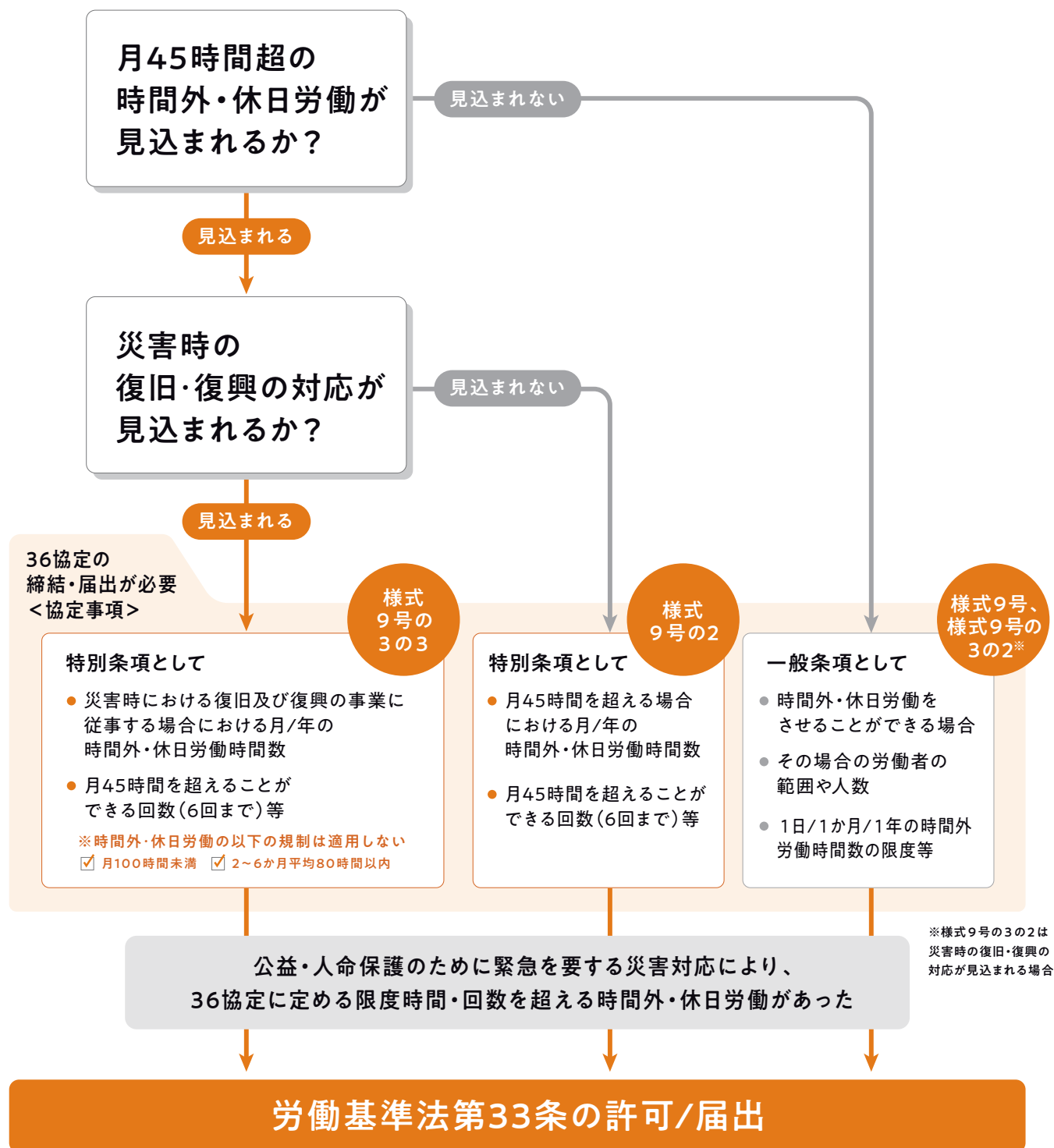
## 許可基準（令和元年6月7日付け基監発0607第1号）の概要

- ① 許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。  
具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。
- ② 「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に、除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合が含まれる。
- ③ 「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。
- ④ 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。

例えば、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務が含まれる。

# 手続フローチャート

くらし、はたらき、  
ともにススム！



※緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

## 36協定(様式9号の4)からの変更点

- 原則として時間外労働を1か月45時間、1年360時間以内で協定することが必要
- 災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計が以下を満たすことを協定することが必要  
☒ 月100時間未満 ☒ 2～6か月平均80時間以内
- 1か月45時間を超えて時間外・休日労働をさせることがあるとして特別条項を設ける場合、特別延長できる回数を年6回までで協定することが必要

- 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

36協定(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出ができます。

明らかにどのような方法により締結することが必要です。

36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。

事業場(工場、支店、営業所等)  
ごとに協定してください。

を記載してください。

| 事業の種類                    | 事業の名称                                                           | 事業の所在地(電話番号)                                        | 協定の有効期間                                       | この協定が有効となる期間を定めてください。<br>1年とすることが望ましいです。                                                   |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土木工事業                    | 〇〇建設株式会社 〇〇営業所                                                  | (〒 〇〇〇 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3<br>(電話番号: 〇〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇) | 〇〇〇〇年4月1日から1年間                                |                                                                                            |
|                          | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由                                             | 業務の種類                                               | 労働者数<br>(満18歳以上の者)                            | 1年(①については360時間まで、②については320時間まで)<br>起算日(年月日) 〇〇〇〇年4月1日                                      |
|                          | 突発的な仕様変更による納期の切迫                                                | 現場作業                                                | 10人                                           | 1日 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)<br>所定労働時間を<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意) 30時間 3.5時間 7.5時間 |
| ① 下記②に該当しない労働者           | 臨時の受注対応                                                         | 施工管理                                                | 3人                                            | 所定労働時間を<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意) 40時間 25時間 270時間                                       |
|                          | 機械、工具の故障等への対応                                                   | 現場管理                                                | 3人                                            | 所定労働時間を<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意) 25時間 25時間 270時間                                       |
| ② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者 | 月末の決算事務                                                         | 経理事務員                                               | 5人                                            | 所定労働時間を<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意) 20時間 30時間 320時間                                       |
|                          | 工程変更                                                            | 施工管理                                                | 3人                                            | 所定労働時間を<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意) 20時間 30時間 320時間                                       |
|                          | 事由は具体的に定めてください。                                                 | 業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。                              | 1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。 | 1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。                                            |
|                          | 休日労働をさせる必要のある具体的事由                                              | 業務の種類                                               | 労働者数<br>(満18歳以上の者)                            | 休日における始業及び終業の時刻                                                                            |
|                          | 臨時の受注対応                                                         | 施工管理                                                | 3人                                            | 8:30~17:30                                                                                 |
|                          | 機械、工具の故障等への対応                                                   | 現場管理                                                | 3人                                            | 8:30~17:30                                                                                 |
|                          | 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内とする。 |                                                     |                                               |                                                                                            |

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を

署名または記名・押印が必要です。

☒ 手続きにより選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック)

0000年 3月 15日

| 職名    | 代表取締役 |
|-------|-------|
| 代表取締役 | 代表取締役 |

使用看

關於其進駐區署問題

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または  
記名・押印などが必要です。

対象期間が3か月を  
超える1年単位の変  
形労働時間制に適  
用される労働者につ  
いては、②の欄に記  
載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無  
い場合には、36協定の締結をする者を選  
ぶことを明確にした  
上で、投票、拳手等  
の方法で労働者の過  
半数代表者を選出し  
、選出方法を記載し  
てくださいます。使  
用者による指名や、  
使用者の意向に基  
づく選出は認められ  
ません。チェックボ  
ックスにチェック  
がない場合には、形  
式上の要件に適合し  
ていないと認定され  
ません。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

定労働時間を超え

1か月の法定労働時間を超えない時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を定めてください。①は320時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労働使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

管理監督者は労働者代表にはなりません。

定書を兼ねる場合には、労働者代表の名または記名・押印などが必要です。

☒ クラスに要チェック)

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または  
記名・押印などが必要です。



336協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)(特別条項)(様式第9号の2)

随時的な特別な事情がなければ、限度時間(月45時間又は42時間・年360時間又は320時間)を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

- 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2は様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
- 様式第9号の2は、☒ 限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と、☒ 限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。
- 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

## 2枚目表面

様式第9号の2(第16条第1項関係)

|                            | 労働者数<br>(満18歳以上の者) | 業務の種類 | 1日<br>(任意)                                 | 1週間<br>(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)   | 1年<br>(時間外労働のみの時間数。<br>720時間以内に属する。) |      |      |     |       |       |     |
|----------------------------|--------------------|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|------|------|-----|-------|-------|-----|
| 臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合 |                    |       | 延長することができる時間数<br><br>法定労働時間を超える時間数<br>(任意) | 延長することができる時間数<br><br>法定労働時間を超える時間数<br>(任意) | 起算日<br>(年月日)<br><br>〇〇〇〇年4月1日        |      |      |     |       |       |     |
| 突発的な仕様変更への対応               | 10人                | 現場作業  | 6時間                                        | 6.5時間                                      | 4回                                   | 60時間 | 70時間 | 35% | 550時間 | 670時間 | 35% |
| 納期ひっ迫への対応                  | 10人                | 現場作業  | 6時間                                        | 6.5時間                                      | 3回                                   | 60時間 | 70時間 | 35% | 500時間 | 620時間 | 35% |
| 大規模な施行トラブル対応               | 3人                 | 施工管理  | 6時間                                        | 6.5時間                                      | 3回                                   | 55時間 | 65時間 | 35% | 450時間 | 570時間 | 35% |

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要とき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

月の時間外労働の限度時間を(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数に定めてください。年6回以内に限ります。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限りです。なお、この時間数が満たしても、2-6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間を超過して時間外労働をさせてはなりません。また320時間を超過して労働させる1年の時間外労働(休日労働を含む)の時間数は定めてください。年720時間以内に属します。

限度時間を超過して労働させる場合における手続

限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

労働者代表者に対する事前申し入れ

(該当する番号) ①、③、⑩

(具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

労働者代表者に対する事前申し入れ

①、③、⑩

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  
(チャェックボックスに)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

五十五

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

歴史的三事目(方目的題十款を代表する目的)の題口は、**「儀宗による選」**

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等な

挙手等の方法による手続により選出された者であつて使

0000年 3月 15日

勞働基準監督署長殿

(健康確保措置)

①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③終業から始業までの休息時間の確保(勤務時間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断

⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

計算する際の上限時間を計  
算する際の起算日を、協  
定の1年においては、協  
定の内容を変更して  
再度届け出ることがあ  
った場合でも、起  
算日は同一の日とす  
る必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率となるよう努めてください。

間外労働と法定休日労働を合計した時間数、1ヵ月100時間未満、2~6月平均80時間以内でなければいけません。ここを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チャックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出者を記載してください。

限度時間を超えて  
労働させる場合に  
とる手続について  
定めてください。

限度時間を超えた労働者に対し、以下のような健康福祉確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要とき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限りま。なお、この時間数を満たしていても、2~6か月平均で月80

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合、割増賃金率を定めてください。この場合、法で定める割増率(25%と定まる割増率)となるより超える割増率(25%を超える)の時間数を定めてください。例:720時間

時間を招えてはいけません。

間以内に限ります。

(チェックボックスに要チェック)

なく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

✓ (チェックボックスに要チェック)

[illegible]

氏名 田中太郎

Journal Pre-proof

④(勤務間インターバル)

⑩ 其他指導

1  
,  
)  
e  
i  
i

36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の復興の対応が見込まれる場合) 様式9号の3の2(第70条関係)

表面

様式第9号の3の2(第70条関係)

時間外労働  
休日労働  
に関する協定届

|                          |                        |                                                                   |                                                            |
|--------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 事業の種類<br>土木工事業           | 事業の名称<br>〇〇建設株式会社 〇〇支店 | 事業の所在地(電話番号)<br>(〒 〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3<br>(電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) | 協定の有効期間<br>〇〇〇〇年4月1日から1年                                   |
| 時間外労働をさせる必要のある具体的事由      | 業務の種類                  | 労働者数<br>(満18歳以上の者)                                                | 1日<br>1年(①については360時間まで、<br>②については320時間まで)<br>起算日 〇〇〇〇年4月1日 |
| 突発的な仕様変更等による納期の切迫        | 現場作業                   | 15人                                                               | 5時間 8時間 45時間 360時間 360時間                                   |
| 臨時の受注対応                  | 施工管理                   | 10人                                                               | 3時間 30時間 250時間 250時間                                       |
| 悪天候による工期遅延の解消            | 現場管理                   | 10人                                                               | 3時間 30時間 250時間 250時間                                       |
| 台風被害からの復旧作業              | 現場作業                   | 15人                                                               | 5時間 45時間 360時間 360時間                                       |
| 月末の決算業務                  | 経理事務員                  | 5人                                                                | 2時間 20時間 200時間 200時間                                       |
| ① 下記②に該当しない労働者           | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由    | 業務の種類                                                             | 労働者数<br>(満18歳以上の者)                                         |
| ② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由     | 業務の種類                                                             | 労働者数<br>(満18歳以上の者)                                         |
| 臨時の受注対応                  | 臨時の受注対応                | 5人                                                                | 毎週2回                                                       |
| 台風被害からの復旧作業              | 台風被害からの復旧作業            | 15人                                                               | 毎週2回                                                       |

事由は具体的に定めてください。

対象期間が3か月を超える1年単位の變形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻

9:00~18:00  
9:00~20:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合計した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。)

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、2~6か月平均80時間以内でなければならず(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く)。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

管理監督者は労働者代表にはなりません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

経理担当事務員  
氏名 山田花子

投票による選挙

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。  
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、  
(チェックボックスに要チェック)

代表取締役  
田中太郎

労働基準監督署長

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要で。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことと明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年とすることが望ましいです。

労働保険番号・法人番号を記載してください。



# 36協定届の記載例(月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合) 様式9号の3の3(第70条関係)

## 2枚目表面

様式第9号の3(第70条関係)

### 時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合                                                                                                 |                                                                      | 業務の種類                                       | 労働者数<br>(満18歳以上の者) | 1日<br>(任意)                                                                                                                             | 1箇月<br>(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。<br>①については100時間未満に限る。) |                                            | 1年<br>(時間外労働のみの時間数。<br>720時間以内に限る。)        |              |           |       |       |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|-----------|-------|-------|-----|
|                                                                                                                           |                                                                      |                                             |                    | 延長することができる時間数<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)                                                                                             | 限度時間を超えて労働させることができる回数<br>(6回以内に限る。)                | 延長することができる時間数<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意) | 延長することができる時間数<br>法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意) | 起算日<br>(年月日) | 〇〇〇〇年4月1日 |       |       |     |
| ①                                                                                                                         | 工作物の建設の事業に従事する場合                                                     | 突発的な仕様変更への対応、<br>納期のひっ迫への対応<br>大規模な施工トラブル対応 | 15人                | 6時間                                                                                                                                    | 6時間                                                | 4回                                         | 80時間                                       | 80時間         | 35%       | 550時間 | 550時間 | 35% |
| ②                                                                                                                         | 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合<br>(併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。) | 維持管理契約に基づく災害復旧の対応<br>自治体からの要請に基づく復旧工事の対応    | 8人                 | 7時間                                                                                                                                    | 7時間                                                | 4回                                         | 120時間                                      | 120時間        | 35%       | 700時間 | 700時間 | 35% |
|                                                                                                                           |                                                                      |                                             | 5人                 | 7時間                                                                                                                                    | 7時間                                                | 3回                                         | 110時間                                      | 110時間        | 35%       | 700時間 | 700時間 | 35% |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続                                                                                                     |                                                                      |                                             |                    | 労働者代表に対する事前申し入れ                                                                                                                        |                                                    |                                            |                                            |              |           |       |       |     |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置                                                                                      |                                                                      |                                             |                    | (具体的内容)<br>対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催                                                                   |                                                    |                                            |                                            |              |           |       |       |     |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと<br>(災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。) |                                                                      |                                             |                    | 限度時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの健康福祉確保措置を講ずること<br>を定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。<br><input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) |                                                    |                                            |                                            |              |           |       |       |     |

- ① 医師による面接指導  
② 深夜業(22時～5時)の回数制限  
③ 終業からの始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル)  
④ 代償休日・特別な休暇の付与  
⑤ 健康診断  
⑥ 連続休日の取得  
⑦ 心とからだの相談窓口の設置  
⑧ 配置転換  
⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導  
⑩ その他

年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

署名(労働者代表者) 〇〇〇〇年 3月 12日

投票による選挙

管理監督者は労働者代表にはなりません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

代表取締役  
田中太郎

代表取締役  
田中太郎

代表取締役  
田中太郎

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づき選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。



# 上限規制への対応

今回の法改正では、  
36協定で定める延長時間の上限だけでなく、  
休日労働も含んだ1か月当たり及び2～6か月の  
平均時間数にも上限が設けられました。  
このため、企業においては、これまでとは異なる方法での  
労働時間管理が必要となります。

上限規制に適合した36協定を締結・届出を行った場合、次の段階として、  
36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。  
ここでは、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

## Check Point

- 1 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、  
36協定で定めた時間を超えないこと。
  - ✓ 36協定で定めた「1日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
  - ✓ また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、  
36協定で定めた「1か月」「1年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。
- 2 休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- 3 特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、  
36協定で定めた回数を超えないこと。
  - ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数（＝特別条項の回数）の年度の  
累計回数を把握し、36協定で定めた回数を超えないよう注意してください。
- 4 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。
- 5 月の時間外労働と休日労働の合計について、  
どの2～6か月の平均をとっても、1月当たり80時間を超えないこと。

！ 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が  
全くないような事業場であれば、1～3のポイントだけ守ればよいことになります。

## 労働基準法の「労働時間」の考え方

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。  
使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者が必ずしも現実活動させていなくとも、  
使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、  
労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

## 「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

### ○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たります。

### ○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

### ○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

① 作業開始前の朝礼の時間、② 作業開始前の準備体操の時間、③ 現場作業終了後の掃除時間

### ○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

① 新規入場者教育の時間、② KYミーティングの時間

# 建設事業の Q & A について

## Question 1

Q

労働基準法(以下「法」という。)第139条により、  
時間外労働の上限規制の適用が猶予されている  
工作物の建設等の事業の範囲はどのようなものですか。

A

法第139条により時間外労働の上限規制の適用が猶予されている工作物の建設等の事業の範囲は、労働基準法施行規則(以下「則」という。)第69条第1項各号に掲げる事業をいいます。具体的には、以下の事業をいいます。

- ① 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ② 事業場の所属する企業の主たる事業が上記①に掲げる事業である事業場における事業
- ③ 工作物の建設の事業に関連する警備の事業(当該事業において労働者に交通誘導の業務を行わせる場合に限る。)

## Question 2

Q

時間外労働の上限規制における時間外労働と休日労働とは別のものなのでしょうか。

A

労働基準法においては、時間外労働と休日労働は別のもので取り扱います。

時間外労働とは、法定労働時間(1週40時間・1日8時間)を超えて労働した時間をいい、休日労働とは、法定休日(1週1日又は4週4日)に労働した時間をいいます。

法第36条第3項及び第4項に規定する36協定の限度時間(月45時間・年360時間)はあくまで時間外労働の限度時間であり、休日労働の時間は含まれません。

一方で、法第36条第6項第2号及び第3号に規定する1か月の上限(月100時間未満)及び2～6か月の上限(複数月平均80時間以内)については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限です。

## Question 3

Q

どのような場合に、法律に違反してしまうのでしょうか。

A

時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要です。

したがって、36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条に該当する場合を除き、法第32条違反となります(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

また、36協定で定めた時間数にかかわらず、

- 時間外労働と休日労働の合計時間が月100時間以上となった場合
- 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6か月の平均のいずれかが80時間を超えた場合

には、法第36条第6項違反となります(6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金)。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」においては、上記の上限は適用されません。

## Question 4

Q

同一企業内のA事業場からB事業場へ転勤した労働者について、①36協定により延長できる時間の限度時間(原則として月45時間・年360時間。法第36条第4項)、②36協定に特別条項を設ける場合の1年についての延長時間の上限(720時間。法第36条第5項)、③時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満、複数月平均80時間以内の要件(法第36条第6項第2号及び第3号)は、両事業場における当該労働者の時間外労働時間数を通算して適用しますか。



A

時間外労働の上限について、質問の①及び②については、各事業場における36協定の内容を規制するものであり、労働者個人の労働時間を規制するものではありません。

これに対して、質問の③については、労働者個人の実労働時間を規制するものであり、特定の労働者が転勤した場合は法第38条第1項の規定により通算して適用されます。

なお、同一事業場内で配置換えのあった労働者については、①②③について、通算して適用されます。

## Question 5

Q

**時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）は、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されますか。また、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間も含めて満たす必要がありますか。**

A

時間外労働と休日労働の合計で、複数月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）については、複数の36協定の対象期間をまたぐ場合にも適用されます。

ただし、上限規制の適用前の期間や経過措置の期間の労働時間は算定対象となりません。

## Question 6

Q

**工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定については、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要がありますか。**

A

工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれている場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号の3の2（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の3の3）で作成する必要があります。

また、工作物の建設等の事業を行う事業場の事業に、災害時における復旧及び復興の事業が含まれていない場合には、当該事業場の36協定は、則様式第9号（特別条項を設ける場合は、則様式第9号の2）で作成する必要があります。

## Question 7

Q

**法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」と法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」との関係はどのようなものですか。**

A

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」には、発生が予見困難である地震等の全ての災害時における復旧及び復興の事業が含まれます。当該事業に従事する時間も見込んだ上で、36協定を締結することが可能であり、対象の事業については、法第36条第6項第2号及び第3号（労働者の時間外・休日労働について、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とする規制）が適用されません。

他方、法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時的に必要な場合」については、業務運営上通常予見し得ない災害等が発生した場合が対象です。法第33条第1項が適用される労働時間については、法第36条及び第139条による規制がかからず、時間外労働の上限規制のカウントからは除外されます（なお、労働時間管理と割増賃金の支払いは必要です）。

基本的には、災害時の復旧及び復興の事業を行う可能性のある事業場については、法第139条第1項に基づく36協定を締結して、届出を行っていただく必要がありますが、既に締結していた36協定で協定された延長時間を超えて労働させる臨時の必要がある場合や36協定を締結していなかった場合などにおいては、法第33条第1項の許可申請等を行っていただくことになります。



## Question 8

**Q** 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものですか。

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。

例えば、

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受ける災害復旧事業(関連事業等を含む。)
  - 国や地方自治体と締結した災害協定(事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。以下同じ。)に基づく災害の復旧の事業
  - 維持管理契約内で発注者(民間発注者も含む。以下同じ。)の指示により対応する災害の復旧の事業のほか
  - 複数年にわたって行う復興の事業等
- 等についても対象となります。

## Question 9

**Q** 「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。

「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)と複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、適用されません。したがって、当該月については、複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)の算定期間の6か月から除外されます。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は適用されます。

そのため、法第139条第1項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要があります。

## Question 10

**Q** ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、複数月平均80時間以内の要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。

時間外労働と休日労働の合計で、単月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)及び複数月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用されます。

なお、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は、①及び②の両方の時間について適用されます。

そのほか、建設の事業に対する時間外労働の上限規制の適用に関するQ&Aは、こちらをご覧ください



# 適正な工期の確保

くらし、はたらき、  
ともにスズメ!

公共工事・民間工事を問わず、契約当事者がそれぞれの責務を果たすことが重要。

## 適正な工期の確保に向けた受発注者の責務

### 発注者の責務

- ✓ 建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力すること
- ✓ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うこと

### 受注者の責務

- ✓ 建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元請・下請間で適正な工期で請負契約を締結すること

※著しく短い工期の禁止(建設業法第19条の5、第19条の6)

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

建設業者と請負契約を締結した発注者がこの規定に違反した場合、国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、従わないときは、その旨を公表することができる。

## 建設業者における取組事例紹介

適正工期を実現し、建設工事従事者の休日取得状況を改善するためには、  
建設業者における長時間労働是正や生産性向上に向けた取組が必要不可欠。

### 4週8休工程調整会議の開催

元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



### 建設ディレクターの活用

建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ、長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理及び産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約、変更及び完成時の業務がスムーズに行えるようにした。

「建設業における働き方改革推進のための事例集,令和5年5月,国土交通省不動産・建設経済局建設業課」より抜粋  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00050.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html)



# INFORMATION

## 法令・労務管理に関する相談はこちら

### 労働基準監督署

時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



### 働き方改革 推進支援センター

長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた  
人材の確保・定着、助成金の活用についてのご相談に応じます。

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



## 建設業で活用可能な主な助成金はこちら

### 働き方改革推進 支援助成金

時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら  
労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html)



### 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する  
設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)



### 人材確保等 支援助成金

人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために  
労働環境の向上等を図る企業を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)



### 人材開発 支援助成金

雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を  
習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## 取組事例はこちら

### 働き方改革 特設サイト

中小企業・小規模事業者等が、  
自社内の働き方改革に取り組むにあたり、  
先進的な取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例を  
ご紹介していますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/casestudy/>

